

令和4年9月14日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	廣 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	藤 埴 理 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	木 村 千 秋 君
11 番	後 藤 省 治 君	12 番	富 田 栄 次 君
13 番	栗 田 利 朗 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	片 岡 兼 男 君
総 務 課 長	藤 塚 康 孝 君	企画調整課長	小 川 裕 司 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	多 賀 靖 君	都市計画課長	小 森 俊 宏 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	藤 江 和 明 君
会計管理者兼 会 計 課 長	北 村 嘉 彦 君	消 防 主 任	廣 瀬 太佳夫 君
教 育 長	和 田 満 君	学校教育課長	藤 塚 正 博 君
生涯学習課長	川 瀬 桂一郎 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	青 木 隆 一	書 記	石 川 敦 詞
書 記	小 藪 友 香		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（富田栄次君） 本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。

また、一般質問の議員 1 人当たりの制限時間を40分以内から30分以内に短縮し、内容も大きなテーマを 2 題までとさせていただきます。御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、11番 後藤省治君、13番 栗田利朗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（富田栄次君） 日程第 1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

8 番 安田功君。

〔8 番 安田功君登壇〕

○8 番（安田 功君） 通告に基づきまして質問します。

早野町政についてお尋ねをいたします。

あっさりと短くお尋ねしますので、町長におかれましてはゆっくりお答えください。

2019年 4 月にスタートした早野町政ですが、翌2020年 2 月には新型コロナウイルス感染症によるパンデミックに見舞われました。そして、今もなおその渦中にあります。

その間、垂井町の景色は随分変貌いたしました。住民の生活や様々な行事の在り方などもさま変わりをいたしました。役場庁舎は改まり、周辺の整備も進みました。最近では、新しい商業施設の進出も相次いでおります。

また、懸案であった離山工業団地には、有力企業の工場が進出し、つち音高く建設が進んでおります。いずれも、手がけたのは前町長ではございましたが、当時から早野町長は職員として役場中枢にあり、重職を担い、その功績も認められるところであります。

こども園の保育料、小・中学校の給食費は実質無償化され、児童・生徒全員にインターネット端末のタブレットが無償で配付されました。校内には通信環境が整備され、小・中学校全ての教室に新しくエアコンが完備されました。

空き施設となっておった旧庁舎もその周辺を含め整備が始まり、にぎわいを創出するための新施設に生まれ変わろうとしています。

見えにくいところでは、災害予防のため老朽化した農業用ため池の改修、廃止なども進められようとしています。

この3年6か月間の反省と今後の展望についてお聞かせください。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 安田議員の今までの反省点とこれからの展望についてお答えをしたいと思います。

早いもので、私が町長に就任いたしましたしてから早3年5か月がたとうとしておるところでございます。就任直後につきましては、この庁舎の建設が真ただ中でございまして、完成後は移転に伴います引っ越し業務などにより慌ただしく月日が過ぎていきました。

そして、加えて就任後、初めての予算編成のさなかでございましたけれども、新型コロナウイルス感染症が瞬く間に全国に広がり、現在までコロナ禍と闘いながらの町政運営となっておりますところでございます。

このような社会情勢ではございますけれども、私は自分のモットーでございます三現主義で町民目線の政治をこれまで図ってまいりました。よって、私がこの3年余りの間で取り組んでまいりました事業を分野別に少し触れさせていただきたいと思います。

まず子育て支援でございますけれども、子育て家庭の教育に係ります経済的負担を軽減するため、小・中学生の給食費無償化並びに18歳までの医療費無償化を実施いたしました。そのほか、保護者の利便性の向上と保育士の負担を軽減し、良質な保育環境を整備するため、こども園におけますところのICT化を行うとともに、こども園の2歳児につきましては、保護者が育児休業を取得しても一定の条件を満たす場合については、継続してこども園を利用することができるよう、育休退園制度の見直しも行ったところでございます。

また、留守家庭児童教室の受入れ年齢でございますけれども、小学4年生から6年生までに拡充をいたしまして、加えて開室時間を最大午前7時30分から18時30分までに延長するとともに、加えて欠席連絡システムを導入するなど、子育て支援の充実を図ってまいりました。

次に、学校教育について触れさせていただきますが、小・中学校への空調設備の設置でございます。エアコンでございます。また、GIGAスクール構想に基づきます校内LANの整備、タブレット端末を児童・生徒1人に1台配置するとともに、大型ディスプレイの装置や学習用デジタル教科書をも導入をし、学習環境の充実を図ってまいりました。また、英語教育をさらに充実させるため、英語指導助手を1名から3名に増員をいたしました。

次に、高齢福祉でございますが、高齢者タクシー利用助成の対象年齢を85歳から80歳以上へ引き下げ、事業を拡充いたしました。また、新たに認知症高齢者の安否情報が共有できる見守りシールの配布やGPS機器の購入費を支援いたします認知症高齢者見守り支援や、在宅介護を支援いたします高齢者紙おむつ等の購入費助成を行うなど、高齢福祉の充実をも図ってきたところでございます。

次に、健康関連では、胃がんリスク検診の対象年齢を40歳以上から30歳以上へ引き下げ、事業を拡充いたしました。また、幼児の弱視検査や健康診断やがん検診のウェブ予約サービスを導入し、町民の皆様が健康で暮らすことができる環境の整備を行ってまいりました。

次に、人口減少対策でございますが、移住者が住宅を新築または購入した際に、商品券により20万円を支給する制度、並びに結婚して町内で新生活を始める夫婦に対しして住宅の取得費や家賃、引っ越し費用など最大で60万円を支援する制度をそれぞれ創設したところでございます。また、妊婦健康診査に係る補助券につきましては、これまで14枚交付をしてまいりましたが、出産予定日が過ぎた方につきましては15枚、双子、三つ子などの多胎児を出産される方につきましては19枚交付し、妊娠期の妊婦健康診査費用助成の拡充を行うとともに、産婦健康診査に係る補助券を交付する出産後の産婦健康診査費用の助成制度を新たに創設し、結婚から妊娠、出産に係る支援の充実を図ってまいりました。

次に、防災・防犯対策でございますが、隣にございます文化会館の耐震補強改修や防災行政無線デジタル化への設備更新を行うとともに、消防団員の処遇改善を図るため、団員報酬の引上げ、出動報酬の新設を行いました。また、自治会などが設置する防犯カメラの設置費用に対する助成制度を創設し、地域の安全・安心の確保を図ってまいりました。

次に、産業関連では、府中離山工業団地への企業誘致の締結、あるいは栗原・平尾地区の圃場整備も推進してまいりました。

次に、観光関連では、観光客のおもてなしを行うため、南宮大社駐車場に案内所を設置するとともに、戦国アニメーション映像の制作や大型トラックに本町のPRイラストを描き全国を走り回っていただくなど、観光プロモーションの充実を図ってまいりました。

次に、地域公共交通では、巡回バスの路線・停留所の増設、JRの時刻に合わせた時刻改正など、巡回バスの運行の見直しを行い、利用者の利便性の向上を図ってまいりました。

次に、垂井町版デジタルトランスフォーメーションにつきましては、LINEを活用した情報発信、オンライン申請及び行政相談の自動応答の導入、税、使用料などのキャッシュレス決済の導入、加えてマイナンバーカードを用いた住民票などのコンビニ交付の導入を行いました。

次に、文化財では、国の史跡指定後、一向に進まなかった美濃国府跡の公有地化に向けた取組をスタートさせたところでございます。

次に、旧庁舎跡地にぎわい創出施設の整備では、いよいよ旧庁舎の解体が始まり、令和6年4月の開設に向け、現在その取組を進めておるところでございます。

次に、住民との対話につきましては、移住者の方や子育て世帯の方、不破高校の生徒の皆さんと語る「たるい未来トーク」を実施するとともに、こども園やPTAの役員さん、老人クラブの方々とも対話を重ねて、施策に反映をさせてまいりました。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策につきましては、住民や事業者の皆様を支援するため、各種給付金の給付、水道基本料金の免除及び事業者への補助をタイムリーに行ってきたところでございます。

以上のように様々な事業を展開するためには、人と財源が必要でございます。

まず人の部分では、組織の見直しを図りました。昨年度、企画調整課内に行財政改革デジタル推進室を設置し、今年度につきましては、都市計画課を設置するなど、各種課題の解決に向けて取組を進めておるところでございます。

次に、財源の部分では、時代に合ったもの、時代に先駆けたものを収支を考えてやっていくということが、私の財政における基本的な考え方でございます。したがって、町長就任以降、様々な事務事業の見直しや事務改善、また団体補助の見直しを推し進めながら財源の確保を行ってまいりました。

少し長くなりましたけれども、以上が私の3年5か月の振り返りでございます。

次に、これからの展望でございますが、この9月議会が閉会いたしますと、いよいよ来年度予算の編成に着手してまいります。そのため、今月下旬に予算編成の基本方針を職員に示す予定となっておりますので、その中に盛り込む内容を少し触れさせていただきたいと思っております。

本町における昨年の出生数は132人と過去最少となり、少子化対策は国と同様、本町にとりましても最大の課題となっております。この少子化対策の一丁目一番地は、子育て・若者世代への支援であり、国も地方も積極的に推し進めていかなければならないと、そのように考えております。したがって、来年度は少子化対策、子育て支援に重点を置き、併せて地域経済の活性化、いわゆるスタートアップ政策を推し進め、若い世代に対する起業、創業の促進を図ってまいりたいと、そのように考えております。

先週の9月10日でございますけれども、文化会館におきまして、垂井町創業支援アカデミーのキックオフをスタートさせました。新規の創業あるいは第二の創業を力強く後押しをするためのものでございます。約半年間にわたりまして、計10回のプログラムを用意いたしました。創業に至ることを大いに期待いたしておるところでございます。次年度以降につきましても、伴走型の支援をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

一方で、しかしながら、今後とも新型コロナウイルス感染症や物価高騰などにより先行きが見通せず、町民生活や社会経済活動などへの影響の長期化が懸念されるところでございますが、このようなときだからこそ、役場がこれまで以上に町民の皆様の役に立つ場とならなければならないと強く認識、感じておるところでございます。

よって、冒頭に申しました三現主義で、町民目線の政治を今後ともしっかりと丁寧に推し進めたい、そのように考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 8番 安田功君。

○8番（安田 功君） ただいま町長から来年も子育て支援だというお話がございましたので、1つお尋ねしたいと思います。

垂井こども園では、園児の入退室をお知らせするというようなスマホを利用したサービスが始まりましたけれども、これが非常によろしくて、というのは、お知らせが両親にも来ますけ

れども、家族のところにも来るんですね。これは何でもない情報ですけど、非常に役に立つツールだと考えるようになりました。

このサービス、できればほかの施設、特に学校なんかにも広がりというのを考えているわけですが、お願いにもなりますけど、この点、御答弁ありましたらお願いします。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

○学校教育課長（藤塚正博君） 再質問にお答えをいたします。

学校教育課所管におきましても、ただいま、すぐメールという配信システムを活用しておりますが、来年度に向けて何か新たなことができないかなということで今検討を進めておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（富田栄次君） 8番 安田功君。

○8番（安田 功君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 質問者の皆さん、少し大きめな声でよろしく願いいたします。

2番 廣瀬隆博君。

〔2番 廣瀬隆博君登壇〕

○2番（廣瀬隆博君） 2番 廣瀬でございます。

ただいま議長の許可がございましたので、通告に従い質問をいたします。

初めに、この場をお借りしまして、新型コロナウイルスに罹患されました方やまた不幸にも亡くなられました方々、また家族の方々にお見舞いと弔意を申し上げます。

さて、本題に入りますが、コロナ禍における子供たちへの安全対応の現況とウイズコロナについて質問いたします。

垂井町では、2020年から新型コロナウイルス感染症の感染が町内においても拡大し始め、小・中学校でも感染が見られるようになり、生涯学習課から消毒や清掃奉仕などのボランティア募集並びに登録を呼びかけられ、タッグ効果で地域による消毒や清掃作業が行われましたが、現在は新型オミクロン禍で、第7波によって子供さんから高齢者に至る罹患者が突出して、各驚くほど広がってまいりました。この9月に入り、ようやく前週比を下回ってきたところですが、まだまだ第6波と比べると多い状況が続いております。

そこで、地域のお母さん方などから、町内全域や小・中学校などにおいても感染が続いているのはなぜかといった不安の声や安全に対する声を聞いております。

町長以下、職員の皆さんはこの対応に翻弄されていると察しますが、予防と対応についてどのように対策を取られているのか、いま一度お尋ねいたします。

2点目は、町長の町の皆さんへの防災放送を使ったコロナのことで放送されますが、最近あまり聞こえてこないように思います。町長の訴えが、四六時中でなくてもよろしいんですが、コロナ防災放送を率先して啓発されることが町の皆さんの意識を高めることになるようなことを多くの方から聞いております。このことは、町民目線の安全意識向上につながることは明白であり、啓発に期待するところでございますが、コロナ禍対策の全体を見回した町長の所見を

お尋ねします。

3点目は、コロナ禍で罹患者が増え始めた頃は、こども園から小・中学校に至る罹患者増に対して、特に働くお母さん方から、仕事の都合でどうしても迎えに行くことができないということもあり、厳しい状況下でこども園の先生方や小学校の先生方の子供たちへの安全のための行為は、相当の負担になっていたことを保護者から聞き及んでおります。

そこで、今日では、こども園の先生方や小・中学校の先生方の負担軽減の実態はどのようなものかお尋ねします。

4点目は、今日まで培われた地域の伝統文化、行事や地域の運動会、文化祭、青少年健全育成事業などや子供たちの夏休みのプール、修学旅行、遠足などは、子供たちの人生におけるよき体験となるものであり、ウイズコロナに向けて、これらの行事などの催しが再開されることを望むものですが、この方向性に向けて教育長の所見をお尋ねいたします。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） 廣瀬議員の御質問、コロナ禍における子供たちの安全対応の現状とウイズコロナを問うのうち、1点目の御質問、コロナ禍の予防と対応についてどのように対策を取っているかについてお答えをいたします。

国内で新型コロナウイルス感染症が広がり、また新たな変異株が拡大する中、各学校では、校長をはじめ全ての教職員が、学校が集団感染の場になることは絶対に避けなければならないといった意識で対応の徹底を図ってまいりました。その際には、文部科学省から出される学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルと岐阜県教育委員会から出される新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営についてに基づき対策を行っているところでございます。

議員御紹介のとおり、2020年、令和2年6月には、そうしたマニュアルの指示どおりに、机、椅子、ドアノブなどの消毒を徹底してきたところでございますが、これまでの専門家の知見やアドバイスに基づき、現在は机や椅子などの消毒よりもエアロゾル、飛沫対策として換気や手指消毒を徹底しているところでございます。また、何よりも学校に新型コロナウイルスを持ち込まないよう努めることが重要でございますので、朝の検温、健康チェックの確実な実施と体調が悪い場合の自宅待機を保護者の皆様方をお願いをいたしております。

続きまして、3点目のコロナ禍における小・中学校の教員の負担軽減はどのようなものかについてお答えいたします。

令和元年度末から3か月の臨時休業を行い、学校を再開することになった当時は、今から思えば、いまだ新型コロナウイルスの特性や感染症の状況が十分判明せず、文部科学省や県からの学校再開のガイドラインは、極めて慎重で細かな指示があり、教職員は教室やトイレ、階段の手すりなど、特に多くの児童・生徒が手を触れる場所において、1日2回アルコール等を使用して消毒を行うこと、朝の玄関前の健康チェックや検温がなされていない子供たちへの対応

しなければならないなど何かと配慮しなければならないことが多く、大変な負担になっておりました。その後、消毒作業や朝の健康チェックなど、地域、保護者の皆様方のボランティア活動によって教職員の負担が随分軽減されたことを思い起こします。

また、各学校の先生方と話しておりまして、新型コロナウイルス感染防止対策と併せて、コミュニティ・スクールにより地域の皆様方に学校運営に関わって御支援、御協力いただいていること、それによって先生方の負担が軽減されていることが伝わってまいります。

最近では、先月、夏休みが終わりに近づく8月下旬から今月9月上旬にかけて、町内の小・中学校の現場を見せていただきましたが、どの学校もグラウンドの草刈りなどの環境整備がなされておりました。きれいに整備されたグラウンドを見ながら、9月以降、子供たちが笑顔で登校し、休み時間にはこのグラウンドで元気に安全に遊ぶ姿や活動する姿を思い浮かべながら、こうした地域の皆様方の御協力が教職員の負担軽減になっていると改めて感じました。

学校運営協議会、地区まちづくり協議会、学校支援ボランティア、こども見守り隊、PTA、おやじの会、長寿会をはじめ、学校を支えていただいている多くの地域の皆様方にお礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

また、保護者、御家族の皆様方におかれましては、朝の健康チェックや陽性者の判明により学級を閉じるときなど、様々な御事情がある中でも早めにお迎えに来ていただくなど、御理解や御協力を賜っております。

さらに、マスクの着用や黙食などのコロナ禍における生活の仕方が子供たちに定着してきたことも以前に比べて負担が軽減されてきたことにつながっていると聞いております。

以上、日頃から学校教育に御協力をいただいておりますことに感謝を申し上げ、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 廣瀬議員の3つ目の御質問、コロナ禍におけるこども園の職員の負担軽減はいかにについてお答えさせていただきます。

こども園においては、引き続き消毒作業や換気、マスクの着脱などによる園児の体調管理を行っております。基本的な感染防止対策に大きな変化はございませんので、感染症対策に係る負担は継続しております。

一方、第7波の爆発的な感染拡大に伴い、学校や保育所などについては保健所による濃厚接触者の特定調査やPCR検査などが行われないことになりました。これにより、園で陽性者が判明した場合、濃厚接触者への連絡などの対応が迅速にできるようになりました。また、保健所に提出する書類の作成が不要になりましたので、事務の軽減、コロナ対策に係る時間外勤務の減少につながっております。

現在、第7波の減少傾向が見られ、国においてもウイズコロナに向けた各種対応等の見直しが行われています。園においても、子供たちの安全を守るという大原則を変えることはできま

せんが、状況に応じた対応を取っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 廣瀬議員の御質問、コロナ禍における子供たちへの安全対応の現況とウイズコロナを問うのうち、4点目のウイズコロナに向けて行事等の催しが再開されることを望むが、この方向づけについて教育長の所見をとお尋ねいただきましたので、私からお答えいたします。

令和2年度の修学旅行につきましては、町内全ての小・中学校が行き先は県内で宿泊はしておりません。

また、令和3年度の修学旅行につきましては、中学校は愛知県や三重県、小学校は奈良県や京都府等に行くことができたが、やはり宿泊はせず日帰りとしてまいりました。

制約の多い修学旅行ではありましたが、コロナで行けないと思っていたけれども、みんなと協力して行けた、岐阜市の鶺鴒いがすばらしかった、実施していただいた先生方に感謝したいなど、胸に染み入るような子供たちの前向きな感想が届いています。

コロナ禍の中だからこそ、学級や学年のみんなでできることがより印象強かったのだと感じています。

令和4年度の中学校の修学旅行は、不破中学校は6月に広島方面へ、北中学校は5月に東京方面へのいずれも2泊3日で実施ができました。どちらも仲間との絆を深め、学ぶことの多い修学旅行になったと聞いております。

子供たちにとりましては、二度とない小学校6年生、中学校3年生の学校生活です。また、どの学年も二度とない1年間だと感じています。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況とその時点でのガイドラインなどに注意しつつ、基本的な感染防止対策を徹底した上で、今後でもできる行事につきましてはぜひとも行っていききたいと考えています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大は今もなお続いておりますので、児童・生徒の安心・安全が第一でございます。学校の様々な行事をコロナ禍以前に全て戻すことは、現状では極めて難しいと思います。例えば3か月の臨時休業が始まりました令和元年度、このときの卒業式は十分な練習もなく卒業式本番を迎えました。しかし、どの小・中学校も厳粛な中で、卒業を迎えた子供たちの思いの詰まった感動的な卒業式となったと聞いております。振り返ってみますと、コロナ禍以前は、卒業式のためにある意味十分過ぎるほどの練習をさせていたのかもしれませんが。コロナ禍での学校行事は、行事を行う目的や子供たちの負担なども見詰め直すよい機会になっていると捉えております。

これまで各学校で行ってきました様々な行事もこの機に見詰め直し、時には形を変えて行う必要もあると考えておりますので、今後とも御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

す。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 廣瀬議員の大きい２点目でございます。

町長のコロナ禍対策としての啓発や所見はいかにといった御質問でございますが、お答えをさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、御案内のとおり、令和２年の１月に国内で最初の感染者が確認されてから、はや２年半以上が経過をいたしました。この間、町民の皆様に変な御心配や生活に大きな影響を及ぼし、現在もその影響は続いている状態でございます。

一方で、コロナ禍に対する様々な知見も積み重ねてまいりましたが、その中でも当初から終始一貫言われておりますのが、マスクの着用と手指衛生、室内の換気でございます。基本的な感染症対策の徹底でございますが、こういった現状でございます。これらを進めるためには、継続した啓発が大変重要であるとの考えから、有効な啓発手段の一つとして私自らも屋外放送を行ってきたところでございます。

感染当初に比べ、マスコミ等を通じ、専門家の方々のコメントも多くテレビで発信されるとともに、町民の皆様のコロナに対する認識も日に日に深まってきたことから、屋外放送につきましても必要に応じて取り組んでおりますので、その回数も少し少なくなっている状況でございますので、御理解をいただきたいと思います。

しかしながら、感染症はいまだ終息をする見込みも立っていない状況でございますので、今後も引き続き、広報「たるい」あるいはホームページ、感染状況に応じたバランスのよい活動を行ってまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、コロナ禍におきましては、垂井町がこれまで取り組んでまいりました対策でございますが、事業所への感染防止対策支援事業や生活支援事業として大学生等の応援給付金、赤ちゃんの出生時にこんにちは赤ちゃん臨時特別給付金、ごみ袋の無償配布、水道基本料金の免除、または防災対策として避難所におけるコロナ対策資機材の購入や、新しい生活様式の推進として公共料金などのキャッシュレス決済、あるいはコンビニ交付サービスの導入にも取り組んでまいりました。

また、円滑のワクチン接種のために全国的にも珍しい方式でございます、いわゆる垂井町方式でございますが、接種日時、接種場所、指定方式による集団接種の実施など、あらゆる分野におきまして町民目線での対策を進めてまいったところでございます。

現在、第７波の状況につきましては、減少には転じているものの今後の動向に十分注視しながら、引き続き国・県の対策と連携をいたしまして、対策に取り組んでまいりたい、そのように考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） ２番 廣瀬隆博君。

○２番（廣瀬隆博君） ウイズコロナの下でいろいろと諸行事を開催されるとか、またその前に

いろいろと感染対策を施して、先生方が苦勞されておりますが、それなりに先生方の負担はどうかということじゃないですが、ちょっと分かりにくかったわけなんですけれども、修学旅行などはやられたということですし、今後ともそのような学校での行事等は、子供たちのために今後もやっていかれるということでございますが、実は地域でのそれぞれの、東地区でいいますと夏祭りとか、いろんな行事があるわけなんです。あと、カルチャー的なまちセンがやられている子供の土曜授業とか、そういうことがあったわけなんですけれども、最近、ここ二、三年、コロナの下で中止になる行事がほとんどでございまして、子供たちは学校教育だけではなく地域とのつながりというのが物すごく大きく言われております。

地域ぐるみで子供を育て、学校教育の一層の充実を図ることを目的として、要するに地域で子供たちを育てるということの観点で、最初の質問ではなかったんですけれども、質問の中に、学校支援ボランティアを募集して消毒とか清掃をしましたよと、以前ありましたんですけれども、学校支援ボランティア募集要項の中には、30以上の学校からの支援内容があるんですけれども、それにもかなりの方が応募されたということをお聞きしているんですけれども、まずこの地域で子供たちと接する機会、地域で育む機会とかが必要になってくると思うんですけれども、今後も、まず1つ教えてもらいたいんですけれども、地域ボランティア募集の要項には、どれぐらいの方が募集されたのか、またどのような内容にどのぐらいの人がいらっしゃるかということ、もし分かりましたらまず教えていただきたいんですけれども、よろしいですか。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） 廣瀬議員の再質問にお答えをさせていただきます。

学校支援ボランティアの登録人数と状況についてという御質問でございますが、まず学校支援ボランティアにつきましては、地域の方々にボランティア登録をいただきまして、子供たちの教育のために、学校の要請に応じて学校の教育活動ですとか環境整備などに必要な支援を地域のボランティアの方々に行っていただくという活動になっております。

現在の登録者数でございますが、831名の方がボランティア登録をしていただいております。

令和2年度のボランティア活動につきましては、新型コロナウイルスの感染の中で、いろいろと御活躍をいただきましたが、延べ人数といたしましては2,567名の方の協力をいただきました。

また、令和3年度につきましては、一部清掃ですとか消毒の御協力もいただきましたが、通常の活動であります稲作ですとか、あとトウモロコシ、サツマイモなどの野菜作りなどの指導、また踊りや太鼓などの各地のふるさと学習、また草取りや草刈りなどの環境整備、こういったものに延べ995名の方の御協力をいただきました。御協力いただきました皆様に対しまして、この場をお借りしましてお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

今後につきましても、依然コロナ禍ではありますが、学校支援ボランティアを通じまして、可能な限り学校と地域の連携、協働により、地域ぐるみで子供の学びですとか成長を支援してまいりたいと考えておりますので、引き続き地域の皆さん方の御協力をお願いしたいと考えて

おります。

廣瀬議員からの再質問に対する御答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 2番 廣瀬隆博君。

○2番（廣瀬隆博君） 生涯学習課長、どうもありがとうございました。

たくさんの方がボランティアに登録されておるということでございますが、私が申したいのは、コロナの下でこれから、学校教育はできるんですけども、地域との触れ合いのそういったことが大変少なくなっていると思うんです。何か子供の心にぽっかり穴が空いた、例えば夏祭りがある予定がなくなってしまったりね。本当に寂しく思われる子供がたくさんいますね。そうして、またいろいろと地域の方に昔の遊んだものを作ったり、そういうことも前はやっていたんですけども、私の聞く限りではかなりやられていないということでございます。

ぜひそういったボランティアの方、たくさんいろんな種類でいらっしゃいますので、先ほどもコミュニティ・スクールという言葉が出ましたが、学校の中でのコミュニティ・スクールですけども、それ以外の地域でのボランティアの方、コミュニティ・スクール以外の地域での子供とのつながりを大切にするためには、町長も町民目線で、子供目線で現場に出向いてということでございますので、ぜひ地域のまちづくりセンターとか、また学校の先生方のほうへ出向いていただいて、生涯学習課長自ら出向いていただいて、やっていただけたら幸いかと思います。

少し時間がありますので、もし答弁がございましたらよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 廣瀬議員の再々質問にお答えしたいと思います。

御提言ございましたとおり、私自身も地域での祭りでありますとか、それからイベント、それから今年の防災訓練もしかりでございますが、防犯・防災活動など、いずれの地域活動につきましても、全体として少しコロナ禍以前と比べると衰退ぎみかなというのを実感しておる昨今でございます。

しかしながら、地域の絆が非常に大切だということは、私も議員の皆様方も同感だと思いますけれども、これは非常に大きな課題でございまして、加えて人口減少、それから高齢化、加えて気候変動、それから災害。各地域では、垂井町は災害はございませんけれども、全国ではまだ災害が発生しておるといったようなことから、それに頻発な気候変動が余計と追い打ちをかけるような状況下が、非常に地域社会をつくっていく上で危惧されるところでございます。

各月に連合の皆さん、それからまちづくりの協議会の会長さんとの連絡会があるんですが、それぞれ地域の行事の活動についての御報告会を兼ねて、いろんなお話をされているのを聞いておりますと、それぞれの自治会であったり、まち協の中からコロナ禍にそれをやっていいんかということで、非常にその発言に対する、いわゆる知見、エビデンスなるものの情報がないものですから、行政等も同じでございます。その方々に対する理解を賜るのに非常にパワー、エネルギーを使うということをおっしゃってみえましたが、現在そういった状況にあることは

私も同感でございまして、しかしながら、このまま放置するわけにもいきませんので、そうした連絡会の役員の会長さんとも十分協議しながら、一步でも半歩でも元の状態に少しでも近づくような、特にその内容は地域との絆を深めるための目標に向かってということでお話をしたいと、そのように思っておりますので、議員各位の皆様方につきましても、御理解、御支援賜れらばと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　しばらく休憩いたします。再開時間は改めてお知らせします。

午前 9 時 47 分　休憩

午前 10 時 14 分　再開

○議長（富田栄次君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

3 番　乾豊君。

〔3 番　乾豊君登壇〕

○3 番（乾　　豊君）　議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

私のほうからは次の 2 点についてお伺いをしたいと思います。

まず 1 点目でございますが、学校プールについて、2 点目は公文書管理について、以上 2 点についてお伺いをしたいと思います。

まず 1 点目でございます。

学校プールについてであります。

文部科学省学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集によると、学校施設の老朽化対策において、統廃合や空き教室の転用などについては既に実施している一方で、他の公共施設の利用、学校施設と他の公共施設の集約化や近隣の学校との施設の利用などといった取組の例が少なく、その中でも特徴的な例としては、プールの共同利用などの取組が掲載されておりました。

確かにほとんど全ての学校にはプールはありますが、それは補修はしても建替えをした事例はなく、つまりは学校関係者の努力で長期にわたり大切にされてきたということが分かりますが、しかし、どれだけ大切に補修をしても限界があります。使用不要になってからの議論は当然ながら遅く、あらかじめこういった議論をしておくことが常に重要ではないでしょうか。

この事例集によると、数を半分ほどに集約して稼働率を上げた事例、共同利用かつ長寿命化を計画的に実施した事例、民営プールを利用してその施設の専門のインストラクターの指導を受ける例がありましたが、それぞれに利点もありますけれども、当然検討課題もあります。

そこで、教育施設の老朽化問題のうち、学校プールへの考え方についてどのようなお考えをお持ちなのかをお伺いしたいと思います。

次に、2 点目でございます。

公文書管理についてであります。

公文書は、本町の町政運営に関する情報などの記録であるとともに、町民が町政への参加を進めるためには不可欠な町民共有の財産であります。また、公文書の適正な管理は、町政の透明化を推進し、現在及び未来の町政に対する説明責任を果たすべきものになると考えています。そのため、公文書管理については条例を整備し、公文書作成に関する理念を広く垂井町の町民と共有できるようにすべきと思いますが、そのお考えをお伺いしたいと思います。

また、垂井町には垂井町文書取扱規程があり、その中で詳細な規定がなされておりますけれども、この規定でよいのかどうか、文書取扱規程の見直しをすべきと思いますが、そのお考えがあるのかどうかお伺いをしたいと思います。

さらに、文書の廃棄に関して、町民にも広く分かるように、廃棄された文書、廃棄された理由、廃棄年度など分かるようにすべきと考えますがいかがでしょうか。

また、文書管理に関して専門的な知見を持って管理できるよう第三者機関を設置し、必要な場合にその都度意見を聞けるように審議会を設置してはどうかと思いますが、そのお考えはいかがでしょう。

また、緊急事態において、事後作成される文書だけではなく、音声を録音し、公文書として残すべきと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

新庁舎が完成し、公文書管理については条例を整備するなど新たな取組が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、2点につきまして質問をいたしますけれども、分かりやすく丁寧に御答弁くださるようお願いを申し上げます。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） ただいま質問がありました乾議員からの御質問の1つ目、教育施設の老朽化問題のうち学校プールへの考え方につきましてお答えいたします。

令和2年度に新型コロナウイルスの感染拡大が危惧されるようになったことを受け、学校の水泳授業については、更衣室、プールサイド、プール内での活動において、密集・密接になることが想定されることや、水泳の授業中はマスクを外すことになることなどから、感染拡大防止のため、令和2年度及び令和3年度は町内の全ての学校でプールを利用した水泳の授業は行っておりませんでした。

しかしながら、これはこの先、令和5年度以降も学校ではプールを利用した水泳授業を行わないということではなく、教育委員会といたしましては、今後も感染状況などに注視をいたしながら、来年度は町内の各学校においてプールを利用した水泳授業を再開したいといった願いを持っており、7月中旬に学校が夏休みに入ってから順次学校教育課の職員が各学校のプール施設を確認し、破損箇所等がないか調査をするなど、来年度のプール利用に向けた準備を進めているところでございます。

一方で、町内の学校プール施設の現状といたしましては、多くの学校で建築後30年を経過し

ており、一部には50年近く経過をしているものもございます。さらに、水泳の授業は1学級当たり年間10時間ほどであり、夏場のみの利用となりますことから、その稼働率の面も含め、将来に向けて学校のプール施設の在り方を検討することは重要であると認識をいたしております。

そこで、令和2年度に学校プールの共同利用、民間プールの活用、専門の指導員、インストラクターの導入などを検討するため、仮に他の学校のプールを利用する場合や、民間のプールを利用させていただくことになった場合に必要となる費用やインストラクターを導入した場合に想定される費用などを調査し、現行の維持管理費と比較検証いたしてまいりました。

あわせて、往復の移動に時間を使うことで本来の授業時間に影響が出る可能性があることや、小学校のプールと中学校のプール、さらに小学校の低学年用プールと高学年用プールではそれぞれに水深、深さが異なるため、町内の学校間でのプールの共同利用を検討いたす際には、小学校低学年の児童も中学校の生徒も安全に安心して利用できるように配慮する必要があることなどの課題を洗い出し、当面従来どおり各学校のプールを利用して水泳授業を継続してまいりたいと考えているところでございます。

学校プールについては、老朽化が進む中、今後、複数の学校での共同利用やプール施設の廃止など財政的効果の視点からも検討していくことは大切であると認識をいたしておりますが、一方で水泳授業を通じて水難事故、水の事故の防止などを学習する教育的効果の視点も大切であると考えております。

そのため、教育委員会といたしましては、来年度に向けて学校プールを利用した水泳授業が再開できるように、これまでどおり準備を進めてまいります。あわせて、学校プール施設の個別計画の検討や今後の学習指導要領の改訂に注視をいたすなど、議員御指摘のとおり、文部科学省の学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集なども参考とさせていただき、実際にプールが利用できなくなってから考えるのではなく、問題意識を持ってプール施設や水泳授業の在り方について調査・研究を続けてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） 乾議員の2つ目の御質問、公文書管理についてお答えさせていただきます。

まず本町の公文書管理について、簡単に御説明させていただきます。

議員御指摘のとおり、平成22年に全部改正しました垂井町文書取扱規程に基づき、文書の重要度や法令の規定によりまして保存年限を永年、10年、5年、3年、1年と定め文書を保管し、この保存年限を過ぎた文書について、年1回確認を行い、原則廃棄をしているところでございます。

また、町民の知る権利を保障するため、垂井町情報公開条例に基づき、請求に応じて公文書を公開しております。現状、公文書管理におきましては、大きな問題もなく運用しているところ

ろでございます。

さて、1点目の御質問、垂井町の公文書作成に関し、その理念を町民と共有してはどうかについてでございます。

議員御提案の公文書の管理に関する条例、いわゆる公文書管理条例は、地方自治体が保有する情報が住民の財産であるという基本的な立場に立ち、その情報を適正に管理し、住民に提供できる体制を整備するために各自治体で制定されております。

一般財団法人地方自治研究機構が行った公文書管理条例の制定状況の調査によりますと、令和4年7月19日時点で、都道府県15団体、指定都市6団体、市区町村32団体で制定されており、近隣ですと、愛知県犬山市や滋賀県甲賀市が制定しております。どの条例も公文書が住民の財産であるという基本理念は同じですが、文書の取得、保管から廃棄までといったいわゆる文書のライフサイクルはそれぞれの自治体により特色があるものとなっております。

本町において公文書管理条例を制定するためには、本町に合った文書のライフサイクルを確立する必要があり、それには十分な検証が必要となりますので、現時点においては公文書管理条例を制定する状況ではないと考えております。

続きまして、2点目の御質問、垂井町文書取扱規程の見直しはしないのかについてでございます。

さきに御説明したとおり、垂井町文書取扱規程は平成22年に全部改正し、以降この規定に基づき公文書の取扱いを行っております。現状では、この規定に基づく運用において大きな問題がないことから見直しを行っておりませんが、今後行政のデジタル化等によりその運用が変更される場合には、その都度この規定を見直していく必要があると考えております。

続いて、3点目の御質問、文書の廃棄に関してはどうかについてでございます。

文書の廃棄につきましては、垂井町文書取扱規程に規定されている文書の保存年限を経過したもののうち、再度その文書の必要性の確認を行い、不要としたものについて廃棄をしております。この廃棄された文書については、情報公開請求ができないことから、町民に廃棄した文書を公開することでかえって混乱を招くおそれがありますので、現状では廃棄した文書の内容等を町民に公開すべきではないと考えているところでございます。

続いて、4点目の御質問、第三者機関を設置し、その都度意見が聞ける審査会を設置してはどうかについてでございます。

現状では各課に文書主任を置き、その文書主任で文書管理について協議、検討する場として文書主任会議を開催しております。この会議は職員のみで構成しており、文書会議において疑義が生じた場合にはその対応に苦慮することがあるため、専門的な知見を持った第三者機関に意見が聞けるのは非常に有益かと思えます。しかし、設置に当たっては、その審議会の業務内容や委員の人選等について十分に検証する必要があると考えております。

続いて、5点目の御質問、緊急事態における音声を録音し公文書として残すべきと考えるが、見解をについてでございます。

現状、正確な会議録を作成するための手段として音声を録音しておりますが、その録音を公文書として残しているわけではございません。この音声データを公文書として残すとなると、録音機器からＣＤ－Ｒなど保存媒体へのデータ変換や保存方法の統一、保存媒体の劣化への対応に課題があるとともに、音声の再現にも時間を要し、必要な内容の特定や確定にも手間がかかるなど、管理や利用の取扱いが煩雑になることが想定されます。緊急事態は様々ありますが、そうした事態においても書面で会議録を残しておくことで十分に町民に対して説明責任を果たすことができると考えております。

最後の御質問、新庁舎が完成し、ぜひこの機会に公文書管理についてお考えはについてでございます。

新庁舎に移転し、３年が経過しようとしております。新庁舎になり、現年度と一昨年度の公文書を執務室で、それ以前の文書を書庫で保管し、廃棄年度を迎えた文書については、年１回確認後、原則廃棄するなど、一定の文書のライフサイクルが確立しつつあります。

一方で、文書の私物化や全職員へのルールの徹底と課題も多くあります。こうした課題に対しては文書主任会議により協議し、解決へとつないでいきたいと考えております。

公文書管理条例については、文書のライフサイクルが確立された後、その必要性に応じて制定を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　３番　乾豊君。

○３番（乾　　豊君）　御答弁ありがとうございました。

まず、学校プールにつきまして再質問させていただきます。

ここからできれば教育長に御答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

基本的なことをお尋ねしますが、そもそも学校にプールというのは必要なのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（富田栄次君）　教育長　和田満君。

○教育長（和田　満君）　乾議員の再質問にお答えいたします。

学校にそもそもプールが必要かということでございますが、現在、現行の学習指導要領、体育、保健体育の中に学習内容として水泳が入っております。

先ほど課長が答弁申し上げましたように、例えば４５分の授業時間の中で授業時間を精いっぱい水泳活動に充てようとするのと、やはり学校にプールがあったほうが望ましいと。

なお、現在プールはどれも使えるようになっておりますので、現状のプールの使用ができれば、そのほうが子供たちにとっても先生方にとっても負担が少ないかなというふうには思っております。

○議長（富田栄次君）　３番　乾豊君。

○３番（乾　　豊君）　２人ともお尋ねしますが、学校にプールがなくても水泳の授業が

できるかということについてはどうでしょう。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 再質問にお答えいたします。

先ほど課長が申し上げましたように、様々な利用の方法はあろうかというふうに思います。

ただ、それが実際にできるのか否か、対費用効果はどうかというような点も含めて、今現在検討をしていると、様々な可能性については今後も見詰め直していきたいというふうに考えております。

○議長（富田栄次君） 3 番 乾豊君。

○3 番（乾 豊君） 現在、朝倉の町民プールというのはもう廃止されまして、ない。それから学校のプールは開放していないと思うんですが、これでは水泳を知らない子供たちが増えていくのではないかというふうに思うんですけど、これについてはどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 乾議員の再質問にお答えいたします。

私どももその点は懸念をしております。

残念なことに、先ほど課長が御答弁申し上げましたとおり、新型コロナ禍の中で、子供たちの安心・安全と学習をすることとのバランスの中で今十分検討しているところでございまして、特に第7波感染拡大が今急拡大中、やや下回っているとは申しますものの2,000人程度の感染者が出ている状況の中で、じゃあプールを行うことができるのかどうか、それぞれの学校でも十分検討して対応しているところでございます。

したがいまして、来年度水泳ができることを見通して、各学校でもプール掃除を行っておりますし、学校教育課としましても、それぞれのプールが来年度使えるように点検しているところでございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 3 番 乾豊君。

○3 番（乾 豊君） ありがとうございます。

実は町内の各小・中学校のプール、9校ですが、実際に見てまいりました。

夏休み前でしたけれども、9校回った中で、1校だけはプールの掃除も、プールの中の掃除も全てやってありました。残り8校については掃除も何もしていなかったですね。非常に汚い状態で掃除もしてなかったということでもありますので、ただ教育長が今おっしゃったように、来年に向けては学校のプールを開放したいということでございますけれども、これは掃除をしてある学校としていない学校というのは、これは何か教育委員会は指示を出しておられてやってみえるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 乾議員の再質問にお答えいたします。

私ども、新型コロナ禍になってもプールが使えるようにということで、毎年度その年の中で

きちっと掃除をすると。とりわけ1年間放置しますと、次に必要な掃除がかなり大変になってまいりますので、毎年度その年度ごとに掃除をするようにしております。

ただ、議員御指摘のとおり、夏休み前から第7波が広がりまして、今年のプールはできないという判断をいたしましたので、夏休み前までに掃除が全て終わっているかと言われるとそうではないというふうに思っております。

また、9月の中旬までに掃除をするというふうには聞いておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ありがとうございます。

できるだけ学校プールが使用できるようにお願いをしたいと思うんですけれども、学校プールの考え方につきましてお聞きします。

今後、集約するのか、民営プールを利用するのか、それとも全てを順番に新しく更新していくのか、考え方は幾つもあると思いますけれども、どのような計画をお持ちなのかを、これは副町長にお伺いしたいですが、よろしくお願いします。

○議長（富田栄次君） 副町長 片岡兼男君。

○副町長（片岡兼男君） 乾議員からの再質問にお答えしたいと思います。

学校プールにつきましては、先ほど担当課長のほうから話がありましたとおり、令和2年度にそういう一回検証をしてみようということでお話をいたしました。その経過が今日のお話のとおりでございまして、どちらかというといい方向の結果が出ていなかったということで、今の時点でどの方向でやるかという計画まではまだ立てておりません。

ただ、今後確かに建設といいますか更新といいますか、そういうときが来ますけれども、やはりそれまでには何らか方向は持っていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ありがとうございます。

ぜひ期待をしておりますので、よろしくお願いします。

あと、公文書管理についてでございます。

先ほど総務課長のほうから答弁いただきました。ありがとうございました。

ただ、現時点においてはまだ制定する状況ではないということでしたが、時代の流れが来ると、どうしてもやっぱり条例を制定していくべきであろうというふうに思います。

ライフスタイルでいろいろ自治体によって変わるということでしたが、ぜひいずれ制定していかなきゃならないと思いますので、この制定に向けてぜひ副町長のお考えをお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（富田栄次君） 副町長 片岡兼男君。

○副町長（片岡兼男君） 乾議員からの再質問にお答えしたいと思います。

先ほどから議員のほうからいろいろお話を伺っておるわけですが、今の時点ですぐにというわけではございませんが、やはり状況を見ながら、また必要性を考えながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ぜひ御検討いただきながら、制定に向けてお願いをしたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 江上聖司でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

不破郡の観点から見た垂井町の観光施策についてお尋ねします。

新型コロナウイルス禍を境に、観光の在り方が大きく変わりました。

アフターコロナを見据えたとき、将来的には海外からの旅行客によるインバウンド観光のV字回復も期待できるかもしれません。

しかし、現状は、2019年観光庁による旅行・観光消費動向調査、訪日外国人消費動向調査より算出した資料には、日本人国内宿泊旅行が61.4%、日本人国内日帰り旅行17.1%に対して、日本人海外旅行は4.3%となっており、国内旅行に前向きであることが分かります。

新型コロナウイルスにより、働き方や意識にも変化が起きました。

2019年、内閣府政策統括官による新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査では、仕事の重要性に関する意識では、「仕事の重要性を意識するようになった」が21.9%に対して、「仕事以外の重要性を意識するようになった」が31.5%となっています。家庭の重要性に関する意識では、「家族をより意識するようになった」が49.9%で、家庭の重要性をより意識する傾向が読み取れます。ほかにはテレワークの浸透が高まったことや、ワーケーションなどの新しい旅行スタイルに注目していることが分かります。

このような変化から、今までの観光のスタイルから新たな観光のスタイルが求められていると考えます。密を避けた新たな観光のモデルケースとして、少人数または家族などで訪れることのできる観光地を提案することにより、テレワークやワーケーションと組み合わせた観光の方法もあると考えます。

隣接する関ヶ原町には、2020年開館の岐阜関ヶ原古戦場記念館があります。

私もお邪魔しましたが、そこで印象に残っているのは、展示室では小学生や中学生のお子さんが一生懸命メモを取りながら鑑賞をしていたことです。感心しながら親御さんに聞いてみると、夏休みの自由課題にするために岐阜県内から来られたとのことでした。

教科書で習った関ヶ原の戦いがグラウンドビジョンやシアターで体験できる上に、展示室では実物の資料などで学べるとあっては、親御さんにとってもお子さんにとっても、学びと小旅

行が体験できる有意義な一日であったと考えます。

リピーターという意味においても期待ができると考えます。まずは感動した人が少しずつ身近な人に話し、広がっていくことが考えられます。そのほかには、世代間による伝承もあります。親世代の岐阜関ヶ原古戦場記念館での体験学習の思い出話に触れ、子供世代が歴史に興味を持つきっかけになったり、行ってみたいと考える場合もあります。世代間での共通の話題が増えることについては、コミュニケーションの一助にもなります。時間はかかるかもしれませんが、根強いリピーターの獲得が期待できます。アフターコロナにおいては有力な修学旅行先となることも予測されます。

そこで、垂井町においても、歴史的な文化遺産として名高い武将であり、軍師でもある竹中半兵衛公や美濃国府跡などがあります。竹中半兵衛公は名将であり、その人物像においても様々な逸話があり、次の世代を生きる子供たちのヒントとなる部分も多いと考えます。美濃国府跡においては、古代の官衙遺跡であり、既に公有地化が進んでいます。

そこで、学びと体験を合わせた観光を提案したいと考えます。例えば美濃国府跡においてバーチャル体験ができるようなシステムも一つの方法であると考えます。

他市町では、市町村の枠組みを超えて連携し、観光促進を行っている例があります。そこで、垂井町においても、隣接する関ヶ原町と連携することにより、歴史と学びを体験できる新たな観光ルートの開発ができると考えます。最初から大がかりなものでもなくとも、体験と学習をコンセプトにすることにより新たな需要が見込まれると考えます。

そこで、関ヶ原町と垂井町が連携することにより、観光産業の発展の相乗効果が期待できると考えますが、早野町長のお考えをお尋ねします。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 江上議員の御質問、不破郡の観点から見た垂井町の観光施策について問うについてお答えをさせていただきます。

本町と関ヶ原町は同じ郡であることから、様々な分野で連携しながら施策を展開しております。

観光分野でも同様であり、コロナ禍前にはそれぞれの町が主催するイベントに互いに出展したり、ＪＲが主催するさわやかウオークにおきましては、両町から提案させていただき、関ヶ原合戦をテーマとしました垂井駅と関ヶ原駅をつなぐコースで実施していただくなど、これまでも連携し、相乗効果を期待しながら誘客活動を実施してまいりました。

しかし、近年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により観光事業自体が低迷し、連携する機会が少なくなりました。

それでも昨年は、関ヶ原観光協会の主催で「竹中半兵衛・重門ゆかりの地ラリー」と題し、関ヶ原町から本町を巡るコースを設定していただき、本町としましては観光協会と連携し、運営への協力や制覇賞の提供を行わせていただきました。

また、関ヶ原町と本町を含む西美濃単位での広域連携としましては、西美濃広域観光推進協議会を設置し、周遊型・体験型ツアーの開発や誘客活動の実施を行うとともに、三重県の北伊勢地域とも西美濃・北伊勢観光サミットを設置し、同じく誘客活動を行っております。

そのほか、同じ中山道の宿場町として、沿線市町などと「日本歴史街道」美濃中山道連合を設置し、また揖斐関ヶ原養老国定公園区域を有する市町などと揖斐関ヶ原養老国定公園協会を設置するなど、様々な角度から連携を図っているところでございます。

これ以外にも、令和2年には岐阜県が東海環状自動車道全線開通を見据え、岐阜関ヶ原古戦場記念館を開館し、本町も関ヶ原合戦の舞台であったことから、関ヶ原合戦をテーマに、県、関ヶ原町、本町と連携を図りながら戦国武将観光を展開しております。

記念館では、本町との連携事業としまして、開館後県内初のPRイベント、「関ヶ原合戦と垂井」を開催していただき、本町からは展示物を提供させていただくとともに、同時期にはタルイピアセンターで企画展「垂井と武者たち」を開催しております。

また、昨年には企画展「竹中半兵衛と重門」を開催していただき、同時イベントとして実施されました「戦国最強の軍師 竹中半兵衛」展には菩提山城跡の縄張図のパネル展示などに協力させていただきました。

あわせて、同年には県、関ヶ原町、本町を含む戦国武将観光に取り組む自治体で岐阜戦国・武将観光推進連絡会を立ち上げ、新聞広告やイベント出展などを行っております。

本町におきましても、昨年度、「関ヶ原合戦 岐路に立った垂井の武将たち」と題したアニメーションを作成しており、YouTubeで公開しており、本年度は完成記念イベントといたしまして歴史講演会や声優によるトークイベントを実施する予定であります。

実施に当たりましては、10月に関ヶ原町で行われるイベントに併せ、相乗効果でこの地域一帯が戦国武将観光で活性化されるよう行ってまいります。このほか観光協会におきましても「垂井抜きに関ヶ原合戦は語れない」というパンフレットを作成し、PRに努めております。

今後とも、関ヶ原町と本町とは、特に観光におきましては共通事項が多いことから、「関ヶ原」という全国的な知名度を生かし、新たな観光ルートの開発などを継続的に連携を図りながら多様な観光を創出するとともに、本町への観光客やファンを増やしてまいりたいと考えております。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は本町のみならず、観光業界に大きな影響と爪痕を残しており、いまだ終息の見通しが立っておりません。コロナ禍は観光の常識も大きく変えており、以前のような大型バスなどを利用した大型輸送の観光から個人や家族など少人数での観光にスタイルが変化し、コロナ禍終息後も続くと考えられます。

本町は、もともと大型輸送の観光というよりは、豊かな自然や多時代にわたる文化財が豊富であるなど様々なニーズに応えることができ、少人数での観光に適した土地柄であり、アフターコロナにおきましては、多くの方に来ていただけるチャンスがあると考えております。

そういった中、これまでのガイドによります学びの案内と併せまして、議員御提案のような

ARやVRを活用したバーチャル体験型旅行を提供することはさらなる地域への関心を高めるためには有効であると考えております。

美濃国府跡や菩提山城跡で当時の建物を再現したり、中山道垂井宿で江戸時代の参勤交代の様子をバーチャル体験したりすることも可能であり、様々な技術を駆使し従来型の観光ではない本町の魅力を提供することにより、新たな話題を生み出し、本町を訪れていただく動機づくりになるとも考えられます。

実際、観光協会におきましては、竹中半兵衛公の名刺にスマートフォンでアプリをかざすと、半兵衛公が季節ごとにコメントをしてくれるARを活用した取組を行っております。

しかしながら、正しい情報として伝えようとしますと、確固たる資料が必要でもありますし、施設などを建設するよりは経費を抑えられると思いますが、導入時や運営時に経費がかかる話でもあり、またARやVR単体での取組では訴求効果が弱いとも考えられますので、観光客のニーズ、費用対効果も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、観光の目的の一つである本町の交流人口を増加させていくためには、町行政だけではなく、観光協会や住民団体など関係団体との連携、関ヶ原町を含む広域連携による誘客活動が必要となってまいりますので、誰か一人が勝者になるのではなく、相乗効果により関わられる全ての方が恩恵を被ることができるよう、継続的に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 再質問をいたします。

ただいまの課長の御答弁で、なかなかコロナにより、例えば関ヶ原町とは近年そういったイベントがなかなか難しいんだというふうな御答弁であったかと思います。

それで、垂井町の観光基本計画、これのアンケートによりますと、垂井町へ来た来訪者、来られた方の垂井町のイメージについて浮かぶものというものの結果では、南宮大社、それから竹中半兵衛公、垂井宿に次いでこの関ヶ原合戦のいわゆる先陣跡というのが4番目に来ております。それともう一つは、住民以外の垂井町観光資源に対する意識調査、垂井町のイメージでは、この関ヶ原合戦陣跡というのは29.1%で1位となっております。

そこで、町長にお尋ねをしたいんですけども、町長としては垂井町の知名度向上につながるこういった関ヶ原町とタイアップすることによって行うイベント、将来的に何か腹案といたしますかアイデアはございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 江上議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在、課長のほうからるるいろんな連携事業についてお答えをさせていただきました。

将来にわたってまだ何か考えがあるのかということでございますが、これまでも幾度となく申し上げておりますとおり、人口減少がこれだけ進むという社会、それからウクライナ情勢

等々いろんなことを鑑みまして、果たしてこれからの、連携は別にこれから大切なことだと思いますが、観光によるイベントでさらに今以上のという計画は持っておりません。

しかしながら、今年度随分関ヶ原のイベントとタイアップしながらやっておるのも事実でございます。来る10月の、L e t ' s たるいがやっておりますガストロノミーノルディックウォーク、これも垂井町だけで2回ほど計画をされておりますが、もう第1回目は終わりましたけれども、関ヶ原のほうまでウォークして交流を図ろうといったような計画もされております。いわゆる歴史の非常に有名なところをウォークで歩くということで、そういったことも交流を深めておるところでございます。

来る10月の8、9、10日は県主催で大々的なイベントをされますが、それに引っかけて、先ほど産業課長も申し上げましたとおり、間の日を取って垂井町でもイベントを引っかけながら相乗効果を図るためにあえてそこにセットをしておるのも事実でございます。

今後とも今年度取り組んでおるような内容を、さらにいろんな検証事項も出てこようかと思っておりますので、そこにつきましてはお隣の首長さんとも日々交流を図る中で、より磨きのかかる交流人口が増えることを期待して、さらにお付き合いを重ねてまいりたいなど、そんなふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 今、町長のほうからは観光のイベントについてはさらにやることは考えていないというお答えもあったわけでございますけれども、先ほど申し上げました垂井町観光基本計画の中には、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、各市町とタイアップしたイベントの開催による全国での知名度の向上、そういったこともうたっておりますので、ぜひ積極的にそれを行っていただきたいということを最後につけ加えまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋です。

議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

今回は、大きく変化しようとしており、この頃大変関心が高まっております部活動の地域移行、そちら垂井町における部活動の地域移行についてお尋ねをしてみたいと存じます。

令和2年9月に文部科学省より発表されました学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の中で、学校と地域が協働・融合した部活動の具体的方策とスケジュールのお示しがありました。

スポーツ庁は、部活の地域移行に向けて2023年度当初予算に関連予算約102億円を計上されました。有識者会議においては、休日の運動部の活動は教師ではなく、地域のスポーツクラブなどで指導、その際複数の中学校から集まっていこうとするなど、改革の内容や方向性の提言がなされました。こうしたことから、移行時の受皿としては地域のスポーツクラブやスポーツ少年団、民間企業や保護者会等が想定されています。

以前確認させていただいた段階では、町内ほとんどの部活動に保護者会があって、そのほか地域のスポーツクラブやクラブとしても部活動と連携した活動があると聞き及んでおります。

来年度からの3年間を改革集中期間として全国的に具体的な計画の策定や実施を進めていくとのこと。平日においては、地域の実情や進捗状況に応じて次のステップと位置づけられており、文化系においても文化庁の会議の下、運動系同様に改革が進められていくようであります。

こうした背景には、教師、先生方の長時間労働等から来る働き方改革に加えまして、少子化が大きな影響を及ぼしていると言われてしています。

第2次ベビーブームの私が中学生だった頃、1980年代後半の中学生は全国でおよそ600万人でしたが、現在は約300万人と半減しております。これに対しまして、中学校の数が減っているかということ、地域ごとの様々な事情がありまして、学校数は30年間で1割程度、1980年代に約1万1,000校なのに対して2022年には約1万校ということで、約1割程度しか減っていないというのが実情であります。これでおのずと1校当たりの生徒数が減っていることが分かりまして、当然部員も集まらない部活が増えているのです。

このような背景の中でも、小さな頃から取り組んできたスポーツを引き続き中学校部活で取り組みたい、中学に入ったらあの部活をやってみたいなどと様々な夢や希望を持って中学進学を楽しみにしているお子さんも多いことでしょう。

では、注目すべき我が町垂井町に2校ある中学校、不破中学校は、全校生徒数、9月13日現在581名と、北中学校、全校生徒数、こちらも9月13日現在で180名の部活動の状況、現状はどのようなものであるのか、少しお示ししたいと思います。

不破中学校は、運動系が16、男女に分かれている部活をそれぞれ1つとカウントさせていただいています。文化系が3、全てにおいて部員が在籍、来年度も同数で継続の予定ということです。

一方、北中学校は、運動系が6、文化系が2、運動系においては6のうち1つが部員がいないため休部中であり、活動実態としては5、来年度からは活動のある5のうちの1つがさらに減の予定ということでもあります。文化系におきましても、9月から1つ減ということで1となると聞き及んでおります。

かなり厳しい現状に置かれている北中学校の背景ですが、生徒数が減少していることに加えて、職員数の問題も抱えていらっしゃるということで、2人顧問制を取っているため、維持にかなりの御苦労があるとのことでした。

先ほどの部活数からも分かるように、生徒数の多い不破中学校にはあって、北中学校にはない部活や、部はあるものの公式戦に出られる人数がそろわないなら継続を諦めるしかと、など部活選びにお悩みの声もお聞かせいただいております。部活動の地域移行でこれまでの様々な問題が解決されるのであるならば、子供たちの活躍の場が奪われずに済むのではと考えます。

そこでお尋ねいたします。

こうしたことを受けまして、町内の実態把握をと、御担当の課では5月18日付で各中学校部

活動指導者の方と社会人（外部）指導者の方向けに中学校部活の地域移行に関するアンケートを実施されました。内容としては、保有している指導者資格のお尋ねや今後部活動をどのように運営するのが望ましいか、また謝金に対する考え方や地域移行に関する全般的な御意見のお尋ねが中心だったかなあと存じます。たくさん書いていただいていますけれども。

町内それぞれの運営実態と部活動地域移行への現状、そしてアンケートから見えた課題や御意見はどのようなものであったのかお尋ねしたいと存じます。

そしてもう一点、先述させていただいた国からのお示しについてですが、スポーツ庁では移行に向けた協議で自治体と民間団体との調整役となるコーディネーターの配置や、教師、先生に代わって学校の部活指導を担う部活動指導員の増員等を盛り込んでいると聞き及んでおります。

冒頭述べさせていただきましたように、国は予算づけをしてこの地域移行を進めていこうとのことでもあります。この予算におきまして、垂井町が部活動を地域移行に取り組むための具体的な予算づけのお示しがあったのか、これをお尋ねしたいと思います。

そして続いて、これまでは部活動の紹介や体験、加入手続など全て学校側から提供されてきましたが、地域移行によってそれらはどのように変わっていくのか、いわゆる窓口的な部分については大変重要となっていきます。関係者の方からは、毎年の部員集めに一苦労しているとのことをお声をお寄せいただき、地域移行によって学校との良好な関係が全く途切れてしまうのではと心配のお声もお聞きいたします。

部活動は、これまでも先生方や関係者の方はじめ学校の見守りがある安心感の中で子供たちの可能性を切り開いて、心身ともに成長が見られるすばらしい取組でありました。しかし、一方で冒頭にもありますように、教師、先生方にかなりの御負担があったのも事実であります。こうした働きによって関係される方々が不安にならないよう、また子供たちがより成長できる環境を責任ある形で整備していかなければならないと考えます。

それにはやはり垂井町はもちろんのこと、生涯学習が中心となって子供たちを全力で応援し、垂井町の名とともに全国、そして世界へと送り出すことのできる体制を早期に整えていくべきだと御提言申し上げます。

今後、どのような体制を取っていかれるのか、現段階での方向性があればお聞かせいただき、移行段階、移行後ともにどこが中心となって担当されていくのか、またアンケートの御意見を踏まえて、垂井町としてはどのようにしていくのが望ましいのか、この先の見通しを含めてお尋ねをいたします。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 木村議員から、部活動の地域移行につきまして御質問いただきました。

私からは最後の御質問、垂井町としてどのようにしていくのが望ましいのかにつきましてお答えいたします。

現行の中学校の学習指導要領では、部活動は各教科、特別の教科道徳、特別活動など生徒が必ず履修しなければならない教育課程の中には位置づいてはおりません。

しかし、生徒の自主的・自発的な参加によって行われ、体力づくりや技術の向上はもとより、責任感や連帯感の涵養、学級や学年の異なる集団での活動を通した人間形成の機会でもあり、生徒にとりまして豊かな学校生活を実現する役割を果たすなど、教育課程外の活動ではありますが、意義ある教育活動であると位置づけられております。

現在の岐阜県内の中学校の部活動につきましては、本町の中学校のみならず県内どの学校も、岐阜県が平成31年3月に作成いたしました岐阜県学校部活動指針に基づき部活動を実施しております。例えば事故などの未然防止や不測の事態への対応のため、校長は、複数顧問体制による運営が可能となる部数、部の数を設置することや、休日は1日の活動時間は半日以内（3時間程度）とすること、顧問となる教員の休養日として、休日のどちらか1日を含め、1週間のうち2日間は必ず休養日を設けることなど、適切な活動基準の設定をしているところであります。

こうしたことから、本町の中学校ではこれまでも部活動の見直しを行いまして、議員の御紹介されましたとおりの部活の数としているところであります。

また、この岐阜県学校部活動指針の中には、体罰の根絶や指導者の資質向上など、指導体制に関わる内容や、少子化に伴う部員数の減少に対応しまして、関係する学校の校長が互いに承認すれば、複数校で合同部活動を設置し行うことができるなどを示しております。

このことから、北中学校は関ヶ原中学校と合同でバレー部、野球部を設置しまして、この夏の中学校体育連盟西濃地区大会に出場をしております。

また、この学校部活動指針に基づきまして、顧問の休養日となる休日には、不破中学校、北中学校ともに保護者クラブを設置していただいて、社会人指導者、外部指導者による活動を行っていただいたり、あるいは生徒自らの選択によりまして民間のクラブやスポーツ少年団等での活動を行ったりしているところであります。

さて、部活動の地域移行に関しましては、国は、令和3年8月27日に検討会議を設置いたしました。議員御紹介のとおり、令和4年6月6日に検討会議からスポーツ庁に対しまして運動部活動の地域移行に関する提言がなされております。また、令和4年8月9日に文化庁に対しまして文化部活動の地域移行に関する提言がなされたところであります。いずれの提言にも、少子化の中、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会の確保についてという副題が掲げられております。これらの提言では、次の学習指導要領における部活動に関わる規定を抜本的に見直すことの検討につきましても触れております。

また、国はこの提言に先立ちまして、昨年度から全国各地にモデル校を設置しまして、地域移行について実践的に研究をさせています。岐阜県にも複数のモデル校、モデル地域が設定されまして、実際の取組を通して成果や課題などを捉えようとしているところであります。

こうした成果や課題を踏まえまして、岐阜県におきましては、今年度末に岐阜県における部

活動の地域移行に関わるガイドライン等を策定する予定と聞いております。

垂井町におきましては、こうした状況を見据えながら生涯学習、生涯スポーツの推進の立場から、生涯学習課を中心に現在地域移行に関わる課題の洗い出しと整理を進めているところであります。

したがって、垂井町につきましては、来年度も今年度同様の部活動を維持しますとともに、部活動のない休日につきましては、今年度同様保護者クラブ、スポーツ少年団、クラブなどのお力添えをいただきながら進めてまいり所存でございます。

今後は、先ほど申し上げました今年度末に岐阜県の策定します地域移行に関わるガイドラインなどの内容を踏まえながら、部活動の地域移行に向けた課題の洗い出しと整理、そして保護者クラブ、クラブ、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等、関係団体との調整を進めまして、提言が目途としております令和7年度には地域移行ができるよう進めてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

〔生涯学習課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） 私からは木村議員から御質問いただきました3点について、演壇にてお答えをさせていただきます。

1点目の町内中学校の部活動の運営実態と地域移行への現状、アンケートから見えた課題や意見はどのようなものであったかについてお答えをさせていただきます。

初めに、町内中学校の部活動の運営実態と加入状況について御紹介をさせていただきます。

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加によって行われる活動であり、加入している生徒は88.2%、学校の部活動には加入していませんが、民間のクラブ等に参加して活動している生徒が3.8%、部活動にも民間のクラブ等にも加入していない生徒が8.0%となっています。部活動に参加している生徒のうち、部活動にのみ参加している生徒が38.7%となっています。

また、部活動を行っていない休日におきまして、保護者クラブで活動している生徒が43.6%、スポーツ少年団で活動している生徒が3.0%、指導者の方が運営主体となるクラブで活動している生徒が4.0%、その他民間が運営するクラブで活動している生徒が10.7%となっております。

次に、社会人（外部）指導者の方を対象に実施したアンケートの結果につきまして御紹介をさせていただきます。

保有している指導者資格についてお尋ねをしたところ、59%の方が日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格や各種目連盟の指導者資格を持っておられます。また、「資格を持っていない」と答えられた方が41%おられました。

指導者への謝金に対する考え方につきましては、「必要」と答えられた方が41%、「不要」と答えられた方が43%、そのほかといたしまして、「どちらとも言えない」「よく分からない」などと答えられた方が16%おられました。

部活動のない休日に指導されている活動を今後どのように運営することが好ましいと考えているかにつきましては、「保護者クラブが好ましい」と答えられた方が55%、「クラブが好ましい」と答えられた方が30%、「総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動団体が好ましい」と答えられた方が15%でした。

アンケートでいただきました御意見といたしましては、今後のクラブ運営費はどうなるのか、事故やトラブルが起きた際の責任の所在はどうなるのか、スポーツ少年団組織のような資格保有者が必要となるのではないかと考えられます。大会運営は教師が行っているが、指導者が行うとなるとかなりの負担を感じるなどがございました。

今後、国の有識者会議の提言どおり、休日の部活動を地域に移行する場合の課題として、現時点におきまして2点捉えております。

課題の1点目としまして、保護者の費用負担が上げられます。

指導者への謝金につきましては、身分保障や指導者の質の確保の観点も踏まえ、適切な対価が支払われることが必要になると考えられます。国のモデル校の実践では、国等からの補助金がないと活動費を上げざるを得ない可能性もあると伺っています。

課題の2点目といたしましては、指導者の確保が上げられます。

学校部活動ではないとはいえ、生徒の健康管理や健全な成長に関わっていくという自覚や使命感を持っていただきながら技術指導もしていただける指導者がおられないと、保護者クラブも指導者等によるクラブも運営が困難となってまいります。この課題はどの市町村でも大きな課題となっております。

2点目の垂井町が部活動の地域移行に取り組むための具体的な予算づけがなされたのかについてお答えをさせていただきます。

議員からは部活指導員の増員等を盛り込んだ予算が計上されていると御紹介をいただきました。

スポーツ庁の言う部活動指導員は、社会人（外部）指導者とは異なっております。部活動指導員は学校教育法施行規則第78条の2に、「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く）に係る技術的な指導に従事する」と示されており、学校に置く職員となります。

現在、休日において指導をいただいている多くの社会人（外部）指導者は仕事に就いておられますので、部活動指導員の職を兼ねることができない方が多く、国の予算はあっても部活動指導員を充てられないという実態がございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、部活動紹介や体験、加入手続はどうなるのかについてでございます。

先ほど教育長がお答えをいたしましたように、学校に部活動が位置づいています限り、これまで同様学校が行うべきと考えております。

また、保護者クラブの加入やその活動に係りますスポーツ安全保険の取りまとめなどにつきましては、現在も保護者クラブの方に行っているかと聞いております。

まだ学校部活動の地域への移行の取組はスタートしたばかりでございます。今後も国などのモデル事例を通して明らかになってまいります課題を整理しながら部活動の地域移行を進めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 和田教育長さんと川瀬課長さん、御答弁ありがとうございました。大変御丁寧にさせていただいて、アンケート結果もつまびらかにしていただき、本当にありがとうございました。

教育課程の中には位置づいていない中でも、教育長さんの御答弁にあったように、皆さん、本当に関係者の方々が熱心に取り組んでいただいて、本当に親としてもすばらしくて感謝しております。

教育長さんの御答弁にありましたように、県内でもモデル的に取り組んでいただいているということで、成果や課題の洗い出しをしていただいているということで、町内でもそのような動きがあることの認識で今おるんですけれども、来年度も部活として維持していただけるということで明確な御答弁があったかなあと考えていまして、川瀬課長さんの御答弁も学校が全て窓口となって、まだ今の段階ではしていただけるという認識でよかったですかね、これはね。

それを基に、少しもう一回再質問させていただきたいんですけれども、やはり大切なのは、子供たちの生涯学習の場を自治体等でどうやって支えていくかということがこの3年間で大きく変わってくると思うんです。

やはり切り離されて民間感覚になったときの皆さんの御不安たるや、そういったところも今御答弁にあったように、来年度は部活としてですよというふうな形でやっていただいているんですけれども、その辺りがこの3年後、令和7年からのということで、その辺りの体制もし見通しとして今持っていていただいているならば、つまびらかにしていただけたらありがたいなあと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） それでは、木村議員の再質問に御答弁をさせていただきます。

令和7年という、その後のことということでございますが、教育委員会としまして、先ほど御説明をさせていただきましたアンケートですとか、あと県のこれからのガイドラインの策定、またその基である国のガイドライン、こういったものをまずはきちっと注視しながら考えていくことが大切だと思っております。

今現在、各学校の部活動の状況は大まか、ほぼほぼ把握はしておりますので、その中で垂井町ですと、先ほどから説明をさせていただきました保護者クラブですとか指導者が実施主体となっておりますクラブ、また総合型ですとか少年団、いろんなパターンでの活動をしております。もう既にクラブ化されているところすとか、あと他の団体の支援を受けていただいている部活につきましては問題ないのかなと考えておりますが、やはりここでは保護者クラブ、特に毎年毎年保護者の委員さんは交代されていきますので、その中で継続的にどう子供たちの活

動の場を確保していくかということが問題になると思います。

教育委員会としまして、各保護者クラブの状況に応じて伴走型できちっと丁寧に対応して、今後の方向性も見据えていきたいと思いますので、それはやはり各部活ごとに異なってくると思いますので、丁寧に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 課長さん、御丁寧にありがとうございました。

時間がないので少し確認ということで、やはり今おっしゃったように、保護者会が受皿となるには相当に毎年維持体制というのは大変だと思います。

ですので、相談窓口であつたりをしっかりと整えていただくということをつまびらかにしていただくとすることが大事で、あと御指導に当たられた方は本当に熱心にやっています。無報酬でも頑張ってくださいています。やはりそういった感謝の気持ちを持ちながら今後部活動がよりいいものになっていきますようお願い申し上げながら、私、木村千秋の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（富田栄次君） 時間です。

○10番（木村千秋君） ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 7番 中村ひとみでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして大きく2題にわたって質問をさせていただきます。

まず1点目、男性用トイレへのサニタリーボックス設置について。

9月はがん征圧月間です。昨年、2021年、日本人の死因の26%を占めたのは悪性新生物（腫瘍）、いわゆるがんです。がんは1981年以降、日本人の死因で最も多くなっています。男性に多いとされている膀胱がん、また男性特有の前立腺がんについては、国立がん研究センターの発表によります2018年度の部位別がんの統計を見ますと、膀胱がんの罹患数は女性5,675人に対して、男性は1万7,555人と圧倒的に男性の罹患率が高く、男性の部位別罹患患者数では、前立腺がんが9万2,021人と最も多いことが示されました。

岐阜県下においても、本年1月に県が発表した集計結果では、2018年に膀胱がんを罹患した県内在住の男性は315人に上り、前立腺がんを罹患した方は1,525人で、男性のがん患者の中では最も多く、これらのがんがいかに男性に多いかが御理解いただけるかと思います。

これらのがんの治療後の生活に欠かせないものの一つに尿漏れパッドがあります。

膀胱がんや前立腺がんの術後は排尿のコントロールが難しくなり、失禁という表現では表せないほどの量が排出されるため、この尿漏れパッドを着用している人が一定数いらっしゃる現状があります。現在では非常に優れたパッドが開発されており、術後の社会復帰を果たす即戦力にもなっております。

しかしながら一方で、外出先でこの使用済パッドを捨てる場所がないとのお声も伺っています。

現在、女性用トイレの個室には生理用品等を捨てるサニタリーボックスが常設されており、それは今や当たり前になっています。しかしながら、男性トイレの個室にはサニタリーボックスが設置されているケースがほとんどなく、尿漏れパッドの処理に困り、無理やりトイレに流して詰まらせてしまうケースもあるようで、使用済パッドをやむを得ず自宅に持ち帰っている方も少なくないということです。

こうした声を受けて、公共施設の男性用トイレの個室にもサニタリーボックスを設置する動きが全国の自治体に広がっております。岐阜県内におきましても、岐阜市で本年4月に市の生涯学習拠点施設であるハートフルスクエアGの男性用トイレの個室全14か所にステンレス製のサニタリーボックスを設置されました。また、神戸町も本年4月に本庁舎の一部の男性用トイレに設置をされたとのことであります。

今や生涯で2人に1人ががんにかかり、国民病とも言われています。しかし、治療法の確立や早期発見技術などのがん対策が進み、今やがんは治る病気となり、治療と学業・仕事との両立が重要となってきました。数多くの方が社会復帰を果たしております。その方々が快適に日常生活が送れるよう、本町においても多くの方が利用する本庁舎をはじめ、公共施設や公共トイレへの設置を進めていくべきと考えますが、本町の現状と今後の対応について見解をお聞きたいと思っております。

大きく2点目となります災害に負けないまちづくりの1点目の自主防災組織について伺いたします。

自然災害が頻発し激甚化する中、住民に最も身近な地域の防災力を高めるため、自主防災組織の整備と強化に力を入れる必要があります。

万が一の事態に対する備えは、自分で身を守る自助、地域や近隣で協力し合う共助、行政による公助の3つが一体となって機能してこそ大きな効果があるとされています。

とりわけ人口減少と少子高齢化が進むことを考えれば、地域住民による協力体制がどう構築し維持していくかは喫緊の課題であり、そこで注目されるのが自主防災組織であります。既に本町においても平成16年に垂井町自主防災組織設置要綱を定めており、育成と強化が図られているところです。

そこで1点目、垂井町7地区における自主防災組織の設置率と自主防災活動の比較（活動内容）について伺いたします。

2点目といたしまして、設置率と自主防災活動の比較結果からの本町としての対応策をお示しください。

3点目といたしまして、コロナ禍（感染症）における避難所運営、マニュアル作成済みですが、この実施状況並びに周知について伺いたします。

垂井町地域防災計画の中に研修の実施がうたわれております。本文には、自主防災組織リー

ダー研修会としては、町は、県及びその他の防災関係機関等と連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技能の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとすると思います。

そこで4点目、本町でのリーダー研修会の実施状況をお伺いいたします。

災害のまちづくりの2点目といたしまして、防災教育、ジュニア防災士についてお尋ねをいたします。

将来にわたり地域防災力を向上させるためには、次の代の担い手となる子供たちへの防災啓発が重要だと考えます。

東日本大震災で釜石の奇跡と言われた、岩手県釜石市の3,000人近い小・中学生のほぼ全員が避難し、奇跡的に無事だったことは皆様も記憶に新しいかと思います。釜石市では2004年から津波防災授業が実施されております。この授業では、「津波が来ても君たちがきちんと逃げると分かっているならば、お父さん、お母さんだって危険な中、君たちを迎えに来ないで逃げてくれるよね。だって自分の命よりも君たちの命のほうがうんと大事だから」といつも語っていました。そして、自分が逃げることでお父さん、お母さんも逃げてくれる、助かってくれると親の愛情と災害というものを自分なりに考え合わせるようになりました。

そして、実際に災害時には、どの子供も率先避難者となり、彼らの行動が周囲の避難を促すなど多くの人の命を救う結果に結びついたといえます。防災教育の重要性を示す好事例であったと思います。

防災は、人々が行動変容を起こさなければ結果が出ません。しかし、指示されたから行動に移すということではなく、まずは心の変容があって、その結果として行動が生まれるということが重要です。心から逃げる、備えるということの意味を理解し、そして自身の命、家族や周囲の大切な人の命、さらには財産を守るという行動に移す、ここに防災の本質があると私は思います。

この防災の本質を子供のうちから学び、地域との関わりや共助の精神をやがて大人になるまで持ち続けられる社会ができていくなれば、それは持続可能な災害に負けないまちづくりにつながっていきます。

そして、自分事の防災を学ぶ機会の一つに、地域防災士の担い手の育成、ジュニア防災士養成講座を催しているところがあります。誰もが将来的に要配慮者になる可能性があり、今要配慮者を守り切れないコミュニティはそのまま将来の自分や子供たちに引き継がれてしまいます。そうならないようにみんなで思いやって、災害に向き合える地域づくりを目指したいとの思いからお尋ねをいたします。

本町における防災教育の現状とジュニア防災士への取組への見解をお伺いいたします。

御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） 中村議員の1つ目の御質問、男性用トイレへのサニタリーボックスの設置についてお答えさせていただきます。

まず本町の設置状況につきましては、女性用トイレや多目的トイレにはおおむね備え付けてありますが、男性用トイレには設置していない状況でございます。

公共施設のトイレは不特定多数の方が利用されることから、誰もが安心して利用できるように配慮する必要があります。そのようなことから、議員御提案のとおり、尿漏れパッドや紙おむつなど、使われている方が捨てる場所を気にせず安心して施設を利用するためにサニタリーボックスの設置は有効な手段だと考えております。

つきましては、各施設の利用者のニーズを踏まえ、個室のスペースの広さなどを考慮して設置が可能となるところにつきましては順次設置していきたいと考えております。

公共施設の管理者としまして、今後もよりきめ細やかな配慮に努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは中村議員の2つ目の御質問、災害に負けないまちづくりのうち、1つ目の自主防災組織についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の垂井町7地区における自主防災組織の設置率でございますが、垂井地区は97.1%、東地区は80.9%、宮代地区は95%、表佐・栗原・岩手地区は100%、府中地区は81.2%、町全体としまして93.2%となっております。

また、自主防災組織の活動内容につきましては、危険箇所の確認、非常招集・安否確認訓練など、それぞれの地域ごとに創意工夫され、訓練等を行っていただいております。

次に、2点目の設置率等の比較結果からの町の対応策につきましては、地域の組織、団体からの要請により、町職員が行います出前講座において、それぞれの自主防災組織の日頃の活動内容に合わせた講座内容とするなど、組織が段階的にレベルアップするよう努めますとともに、防災資機材購入費の補助事業、また地域での防災知識を普及していただくキーマンの育成を目的に、防災士の取得のための補助事業を継続して実施しているところでございます。

今年度におきましても、町の行政提案型協働事業を活用し、垂井、東、表佐、府中の4つの地区において避難所運営訓練や研修会などの事業を町と協働して実施し、自助、共助に特化した取組を行うことで地域の防災力の向上を図っているところでございます。

次に、3点目のコロナ禍における避難所運営の実施状況につきましては、地区が自主的に実施された避難所運営訓練において、令和2年6月に策定しました避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）を参考に、避難所入り口の外に受付を設けることや、発熱者専用スペースを設置し、人の動きや流れに応じて動線を分けるなど、感染対策を徹底した訓練が行われますとともに、避難所の円滑な運営のため、町が購入し備蓄しておりますパーティションや簡易ベッド、非接触型の体温計を使用した実践さながらの訓練に取り組まれたところでござ

ございます。

なお、このマニュアルの住民への周知につきましては、町ホームページに掲載しますとともに、広報「たるい」の防災に関する特集記事の中で避難所におけるコロナ対策についてお知らせをさせていただいております。今後もあらゆる機会を通じて住民の皆さんにお知らせしていきたいと考えております。

次に、4点目の自主防災組織リーダー研修会の実施状況につきましては、昨年、一昨年とコロナ禍のため中止としましたが、今年度は6月に防災タウンミーティング事業として岐阜大学地域減災研究センター特任准教授の村岡先生を講師にお招きし、岐阜県と連携してリーダー研修会を開催いたしました。参加者は、自主防災組織の隊長、また防災組織を設置していない地区の自治会長、防災に取り組む関係団体の代表者など118名と、大変多くの方に御参加をいただいたところでございます。

研修会につきましては、今後も内容を工夫しながら実施し、防災組織の活動の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、2つ目の防災教育、ジュニア防災士についての御質問のうち、ジュニア防災士の取組についてお答えをさせていただきます。

県内の市町が実施しますジュニア防災士の養成講座の内容は、大学教授など講師を迎えての防災講演、スマートフォンを使つてのクイズへの挑戦、また災害対応カードゲームを使用して発生した災害を自らが具体的にどう対応するかなどを考えるものなど、楽しみながら防災を学べるといった内容となっております。

こうした養成講座は、将来その地域を担っていく中学生など、未来の防災リーダーが防災への意識や行動力を高めるとともに、自分の身の安全は自分で守る、地域の安全はみんなが協力して守るといった自助や共助の考えを習得することが目的とされますとともに、この養成講座への参加を通じて子供たちが将来地域の防災活動へ参加する一つのきっかけづくりとなるものと考えております。

現在、垂井町におきましてはジュニア防災士の養成講座を実施する計画はございませんが、今年度、防災・減災推進事業に取り組まれる団体提案型協働事業の中で小・中学生を対象とした防災教室の開催を計画している団体もあることから、こうした機会に、災害発生時の自助、共助の大切さと併せ、将来において我が町を守るリーダー的存在となっただけのことを期待しております。

以上、中村議員の御質問に対する回答とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 中村議員の2つ目の御質問、災害に負けないまちづくりの2点目の防災教育の現状とジュニア防災士の取組への見解のうち、私からは学校におきます防災教育の現

状につきましてお答えいたします。

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災が学校現場に与えた衝撃は大変大きなものでありました。議員御紹介のとおり、釜石の奇跡と言われましたが、長年釜石市で取り組まれた防災教育の意義を教職員が理解し、学校現場ではこれまでの防災教育を見直す機会ともなりました。それまで避難訓練と呼んでいたものが、命を守る訓練と呼ぶようにしていますのがその象徴的な変化でございます。

学校におきます防災教育は、子供の生命を守り、安全を確保する最も重要な教育であると認識しております。自分の命を自分で守るというまさに生きる力、生き抜く力を育むものです。

そこで、防災教育におきましては、様々な自然災害等の危険性や地域の現状を理解するとともに、想定されます災害に対する対応、自らの安全を確保するための意思決定や行動力の育成、防災に関する様々な課題に関心を持ち、自ら自他の安全な生活を実現したり、安全・安心な社会づくりに貢献したりしようとする態度の育成を図っております。

こうした資質能力を育成するために、町内各小・中学校では、小学校低学年の生活科で、小学校中学年から中学校までは社会科や理科、体育科、保健体育科、技術家庭科の授業を通して自然災害から人々を守る活動があることや、地震や火山活動、気象災害のメカニズムや減災対策などにつきまして学習をしております。また、学校によりましては、役場の出前講座によって、町の防災備蓄品を実際に見せていただいたり、子供たちが生活する地域の特徴と災害を教えていただいたりしております。

本年度、北中学校では、防災を御専門とされます大学の先生から地震災害に関わる御指導を受けております。さらに小・中学校の特別の教科道徳におきましても、東日本大震災や自然災害を題材にした資料に基づきまして、生命の尊さ、思いやりや感謝、社会参画や公共の精神などを学習しております。

例えば小学校5年では、避難所になっている体育館で避難された方々のために自主的に活動を始めた中学生を取り上げたり、中学校1年では、自分の命を守るだけでなく、小学生や地域住民の命を救った中学生を取り上げたりしております。

こうした学習に加えまして、各小・中学校では毎学期1回の命を守る訓練を実施しておりますが、その際には各地域のハザードマップを踏まえまして、より実効性のある訓練とするよう努めています。

地球温暖化をはじめまして様々な環境の変化から、今後発生します自然災害はますます甚大な被害を生み出す可能性がございます。また、南海トラフ地震をはじめとします巨大地震や町内にもございます断層による直下型地震、さらに現在も終息しない新型コロナウイルス感染症など様々な事態に対しまして、自分の命は自分で守り抜くことができること、そして発達の段階に応じまして、助けられる人から助ける人になること、またどんな事態になっても最善を尽くす意思を持つことが垂井町の次代を担う子供たちに育んでいかねばならないと考えております。

こうした立場から、まずは何よりも学校で行っています防災教育を充実していく必要があると考えております。

○議長（富田栄次君） 7 番 中村ひとみ君。

○7 番（中村ひとみ君） 非常に御丁寧な御答弁ありがとうございました。

サニタリーボックスについては順次設置に向けて動いていただけるということで、このようなデリケートな問題は男性も声を発しにくいものです。早急に設置をお願いしたいと思います。

自主防災組織についてですが、各自主防災組織ごとの活動内容の検証などはやってみえるのか1点聞かせてください。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

○企画調整課長（小川裕司君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

自主防災組織の活動の検証ということでございますけれども、毎年度事業計画並びに実績報告のほうを担当課のほうで受付をさせていただいております。その際、内容の精査については行っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 7 番 中村ひとみ君。

○7 番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

内容の精査を行っていただいているとのことでしたが、自主防災組織の設置を定めてもう約20年になりますね。活動において温度差が出てくるのは仕方ないことかもしれませんが、設置率も平均93%を超えてきているということで、もう一度活動内容等を検証されて、先進的に、様々な自主防災組織の中で要支援者リストを作成されたり、避難計画などを立てられたり様々な自主的にというか、先進的に行われているところもございますので、そういうところの紹介等、広報、啓発などを行う機会というか、そういう場があればありがたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

○企画調整課長（小川裕司君） 中村議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

各地域におきまして、それぞれアイデアを出していただきながら防災活動には現在取り組んでいただいております。

今、中村議員の御意見にもございましたように、その活動内容について紹介をしていただきたいということで、以前はこの自主防災組織リーダー研修会において、そういった活発な活動団体の個別の紹介、発表をしていただいたところでございますが、またそういう機会が設けられるよう検討してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 7 番 中村ひとみ君。

○7 番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

最後に、ジュニア防災士についてですが、本当に防災教育についてはあらゆる角度から取り組んでいただいているということで感謝申し上げたいと思います。さらに進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

ジュニア防災士の講座については計画をしていないよということでしたが、やはりもう一步専門的な知識を得ることは、未来を担う子供たちの防災への意識や行動力を高めることが最も効果的であると思います。そういう環境をつくるということが効果的であると思いますので、何とか子供たちがそういう防災に関わる機会を少しでも得られればと思いますが、先ほどの答弁ではやらないよということでしたが、今後どのような、計画がもしございましたらお示しいただけたらと思います。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

○企画調整課長（小川裕司君） 中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員の質問にもございましたように、人は防災について行動変容を起こさなければ効果がな
いと。また、防災の本質を子供のうちから学ぶことは、地域との関わりや共助の精神をやがて
大人になるまで持ち続けられる社会ができていくといった御助言をいただいたところでござい
ます。

こうした御意見を踏まえまして、現在、他市町で行われております事業についても確認をさ
せていただきながら、またその効果につきましても調査研究をさせていただき、今後のジュニ
ア防災士の育成について方向性を決めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきま
すようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 7 番 中村ひとみ君。

○7 番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

災害時の支援活動の防災リーダーとして子供たちが力を発揮してくれるものと思いますので、
どうぞよろしくお願いいたします。

私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後 0 時05分 休憩

午後 1 時15分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1 番 太田佳祐君。

〔1 番 太田佳祐君登壇〕

○1 番（太田佳祐君） ただいま議長の許可をいただきましたので、これより通告に基づき、一
般質問を開始したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の質問は、大きく 2 点です。

1 点目は少子化対策と所得制限の撤廃を、2 点目は文化財保護と観光分野での活用について
です。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

1 点目の大きなテーマは、少子化対策と所得制限の撤廃をです。

急激に少子化が進む我が国では、2016年に1899年の統計開始以来初めて年間出生数が100万人を下回り、2021年には過去最少の81万人にまで出生数が減少しました。さらに、2022年上半期の出生数は2021年上半期を下回る38万4,942人となり、2022年の年間出生数は80万人を切る可能性が高くなりました。

垂井町の状況も深刻で、2014年に年間出生数が200人を下回ると、2016年には177人、2018年には159人、2020年の出生数は146人と年々減少しております。僅か数年で国全体の出生数が2割も落ち込んでいる状況はコロナ禍を含めても異常であり、国・自治体ともに早急なる対策が求められています。

少子化対策については2015年9月議会で一般質問を行いました。そのときよりも状況は悪化しております。加えて、コロナ禍や価値観の多様化など、少子化を取り巻く環境は一層変化をしてきました。そこで、改めて以下の2点の質問をいたします。

1点目は、出生数の減少が続く原因についてどのように考えているか、そして2点目は出生数の減少を食い止めるためにはどのような政策を進めていくつもりか。以上2点についてお伺いいたします。

続いて、所得制限についてお尋ねいたします。

少子化対策の中で重要なのが安心して結婚や子育てができる環境づくりであり、特に経済面での支援が欠かせません。

中長期的に見て、垂井町や日本の抱える最も大きな課題は少子化であることが明確であるにもかかわらず、有効な対策を打てていないまま今日を迎えています。

令和4年版少子化社会対策白書によると、平均理想子供数と平均予定子供数と、妻の年齢別に見た理想の子供数を持たない理由という2つのデータがあります。これらのデータを読み解いていくと、理想とする人数の子供が産めないのは教育や子育てにお金がかかり過ぎるからという結論が導き出せます。

ほかにも、男性の年収別有配偶率や20歳代・30歳代の所得分布など、結婚や出産ができない若者が増える大きな要因が経済的要因であるというデータは、国をはじめ、様々な調査機関からも出されています。

この30年、20代・30代の平均所得は下がる一方、消費税は10%になり、社会保険料も値上がりし可処分所得が減少、さらには年金は支払った額よりも受け取る額が少なくなるのが目に見えている中で、老後に向けて2,000万円をためなければならない。この状況下で社会から子供を産んでくれと求められるのが、今の現役世代です。

垂井町の、そして日本の最大の課題を解決できるのが現役世代である以上、彼らの抱える最大の課題である経済的な負担を少しでも軽減するのは、国や行政の役割であると認識しています。

そこで、今回1つ提案するのが所得制限の撤廃です。

ここでいう所得制限とは、児童手当制度の支給対象者について、一定以上の所得がある場合

に支給額が減少することを指します。現在は、一定以上の所得がある場合でも特別給付として児童手当が支給されますが、2022年10月来月から施行される児童手当法改正により、養育者の年収が所得制限上限額以上になると特例給付も支給されなくなります。

この児童手当制度に関する所得制限も問題が大きいと考えていますが、より深刻な問題を抱えているのがひとり親家庭に対する児童扶養手当の所得制限です。児童扶養手当とは、離婚や死別など、様々な理由によりいわゆるひとり親となった家庭に対して支給される手当のことです。

この児童扶養手当にも所得制限があり、厚生労働省の「児童扶養手当について」によると、親子2人世帯の場合、年収160万円以下の場合には満額が支給されますが、それ以上となると減額となり、年収が365万円を超えると児童扶養手当の支給対象から外れてしまいます。

あわせて、垂井町が実施しているひとり親家庭に対する福祉医療費助成制度にも所得制限がかけられています。

母子家庭の所得の状況を見ると、1世帯当たりの平均所得は306万円です。これは、子供のいるほかの世帯の平均所得745万円から見ると半額以下の金額です。ひとり親家庭の相対的貧困率は48.3%に登り、国や自治体はひとり親家庭の自立支援に関する様々な政策を進めています。

しかし、ひとり親の御本人が努力して年収を上げても、365万円を超えた途端に支援が打ち切られてしまう状況では、塾や習い事などに費用をかけることもできず、ひとり親家庭の子供たちに十分な教育や成長のチャンスを提供することはできません。この365万円という所得ですが、月に換算すると約30万円です。

総務省の家計調査報告2021年によると、2人以上の世帯が1か月当たり消費する額は27万9,024円と、まさに家計の収支がぎりぎりのラインに立っています。同調査の2人以上の世帯の平均の収入は60万5,316円とひとり親世帯の倍近くあることから、ひとり親世帯がどれだけ収入面で苦勞しているかが分かります。

ひとり親家庭の子供たちは、一般の家庭の子供たちに比べると高等教育への進学率が低く、十分な収入のある仕事に就けず、大人になっても貧困から抜け出せない、いわゆる負のスパイラルに陥るリスクがあります。厚生労働省の人口動態調査2021年によると、1年当たりの婚姻数の約3割に相当する人が離婚しているのが実情であり、平成30年度岐阜県ひとり親家庭実態調査報告書によると、垂井町には250世帯のひとり親家庭が存在します。

誰もが安心して子育てができるまちを目指すために、万が一の場合を考慮し、ひとり親になってもできるだけ経済的な不安なく、行政の支援によって子供をしっかりと育てられる環境を目指すべきだと考えます。

そこで、3点目の質問として、所得制限による手当支給対象外となった世帯に対しても垂井町独自で手当を支給し、全ての子育て世帯に支援をすべきと考えるがどう考えるかをお伺いいたします。

大きな2つ目のテーマは、文化財保護と観光分野での活用についてです。

垂井町には、南宮大社や美濃国府跡に代表される国指定文化財や、垂井祭曳軸、竹中氏陣屋跡といった県指定文化財が存在します。これらは垂井町にとって重要な文化財であると同時に、観光客を呼び込むための重要なコンテンツであると考えます。

垂井町の文化財は、美濃国府跡について史跡美濃国府跡整備計画が策定され、本年度も計画に沿って整備が進行しております。しかし、その他の文化財について、どのように保存し活用していくかという方針は定まっておりません。

観光分野においては垂井町観光基本計画が策定され、戦略を立てて事業が進められるようになりましたが、垂井町の重要な観光資源である文化財の保存や活用をセットで考えていかなければ実効性を持たせることはできません。そこで、文化財保存活用地域計画を活用した文化財保護と観光分野での活用を提案したいと思います。

文化財保存活用地域計画とは、文化庁が所管をしている計画で、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画、市町村の総合計画の下に体系づけられ、文化財保護行政中長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン、その両方の役割を担う計画とされており、地域の歴史文化という観点から町の将来性や方向性を定める計画です。

この計画は、国・県・町と個別に指定していた文化財や、文化財に指定されていないコンテンツも含め、町の歴史文化として総合的に捉えており、例えば南宮大社、美濃国府跡、垂井宿を律令国家時代の美濃国の中心地としてまとめることができたり、竹中氏陣屋跡と関ヶ原合戦時の陣跡を掛け合わせて、戦国のまちとしてまとめることができるようになります。

従来は、単一の文化財整備に対して補助金がつけられていますが、文化財保存活用地域計画を策定すると、設定したテーマに対して補助金がつけられるようになります。これにより、まちに7つある地区ごとに考えがちな観光振興やタウンプロモーションも共通するテーマで地区を超えて取り組むことができるようになり、昨今の観光振興に求められるストーリー性や回遊性を高めていくことができます。

このように、長期的視野で文化財保護や観光分野での活用が期待でき、地域の枠を超えてテーマごとに共通する文化財をまとめることで発信力を高めるこの計画は、ぜひ今後のまちづくりのために策定すべき計画と考えます。

そこで最後の質問としては、文化財保存活用地域計画を策定し、計画的に垂井町の文化財を保存し、観光分野で活用してはどうかということをお伺いしたいと思います。

以上、大きく2つのテーマで4つの質問についてお伺いいたしました。御回答のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、太田議員の1点目の御質問、少子化対策と所得制

限の撤廃についてお答えさせていただきます。

まず、出生数が減少する原因についてでございます。

国立社会保障・人口問題研究所により、2021年6月に実施された出生動向基本調査の結果が先週公表されました。この調査で未婚の男女に結婚の意思を聞いたところ、「一生結婚するつもりはない」と答えた男性は17.3%、女性は14.6%で、ともに過去最高となり、少子化の要因となっている未婚化、非婚化志向が一層加速しているとして報道でも大きく取り上げられているところでございます。

また、この調査では、夫婦が望む理想の子供の数は2.25人で、現実に予定している子供の数は2.01人となり、その差は緩やかに縮まってきていますが、やはり理想と現実には差があります。

一方、未婚男女への調査の中では、結婚、出産、仕事をめぐる女性のライフコースについて、仕事と子育てを両立させる生き方を理想とする割合が最多となり、夫婦への調査でも第1子妊娠時に就業していた妻の就業継続率も69.5%と大きく上昇しています。

さて、夫婦が理想の数の子供を持たない背景には、議員がおっしゃるように子育てや教育にお金がかかり過ぎるからといった経済的な不安のほか、女性のライフコースの変化、晩婚化による出産年齢の上昇、子供を望んでも授からないなど、様々な要因があります。また、その要因に拍車をかけて、近年の新型コロナウイルス感染症の流行による先行き不安が子供を産むか産まないかという選択に大きな影響を与え、社会全体で出生数が減少する要因になっていると考えています。

次に、出生数減少を食い止めるためにどのような政策を進めていくつもりかという御質問についてですが、家族の在り方や働き方の変化、価値観の多様化の中、結婚、妊娠や出産というのは個人の自由な意思決定に委ねられるものであり、その決定に特定の価値観を押しつけたりプレッシャーを与えたりすることがあってはならないという前提の下、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう施策を進めてまいります。

特に、核家族化が進み、地域のつながりが希薄になる中で、出産や子育てをされる方が地域や家庭で孤立化することなくより安心して子育てができるよう、切れ目のない支援を充実させてまいります。

しかしながら、少子化の進行に歯止めをかけるためには、若い世代が結婚、妊娠、出産、子育てに希望を持ち、安心して子供を産み育てられる環境づくりが重要と考えます。こうした環境づくりには、福祉分野や保健・医療に加え産業建設、教育など庁内の多くのセクションの取組が関係します。少子化に対しては、関係部署がその専門性を生かしつつ、横断的に連携し、オール垂井で総合的に対応していくことが重要です。

今後も、関係部署の連携を図りながら少子化対策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、御質問3点目の所得制限により支給対象外となった世帯に対する町独自の手当の支給についての御質問でございます。

児童手当は、議員御紹介のとおり、児童手当法の改正により令和4年10月から特例給付の所得上限が設けられました。扶養親族の人数によって異なりますが、年収103万円以下の配偶者と児童2人を扶養する受給者の場合、年収1,200万円以上あると特例給付の支給がなくなります。法改正の折には所得制限を夫婦合算とする案もあり、物議を醸したところでございますが、夫婦のうち、収入が高いほうの年収による所得制限を維持するということに落ち着いた経緯もございます。

現在、当町は法による規定に基づいて支給事務を行っているところであり、慎重に検討してまいりたいと考えます。

また、児童扶養手当につきましては実施主体が県であり、従来から所得制限が設けられていますので、高所得のひとり親の中にはそもそも児童扶養手当の手続をされていない方もあります。したがって、支給対象外となる方の把握がし切れていない状況でありますので、現時点で町独自での手当の支給については考えておりません。

いずれの手当も、国や県の制度に基づき支給事務を適正に行ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 太田議員の大きな1点目の中の3つ目、所得制限による手当支給対象外となった世帯に対しても垂井町独自で手当を支給し、全ての子育て世帯に十分な支援をすべきであると考えながらどう考えるかの御質問の中にありますひとり親家庭に対する福祉医療費助成制度の所得制限について、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃいますひとり親家庭に対する福祉医療制度につきましては、本町の母子家庭等医療費助成制度と父子家庭医療費助成制度が該当し、両制度はそれぞれの対象となる世帯の母、または父及び児童に対し保険適用となる医療費の自己負担額分を助成するものでございます。この事業は県単独事業であり、県が示します児童扶養手当の所得制限を準用した所得制限が設けられており、所得制限の限度額を超えた場合は助成を受けることができません。

しかしながら、助成対象外となった場合でも、当該児童につきましては乳幼児等医療助成制度の助成対象となりますことから、保険適用となる医療費の自己負担分について助成をしているところでございます。

さて、議員御提案のひとり親家庭に対する福祉医療費助成制度の所得制限の撤廃につきましては、議員がおっしゃるとおり、ひとり親世帯には生活困窮のリスクが高い一方で、両親がそろっている家庭の中にはひとり親世帯より所得が低い家庭がある現状や、岐阜県のみならず全ての都道府県で所得制限が設けられていることなどから慎重に判断しなければならないと考えております。

御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

〔生涯学習課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） 私からは、太田議員の御質問の２点目、文化財保護と観光分野での活用について、文化財保護活用地域計画を策定し、計画的に垂井町の文化財を保存し、観光分野で活用してはどうかについてお答えをさせていただきます。

御質問にございます文化財保存活用地域計画は、平成30年６月の文化財保護法の改定により新たに制度化されたものです。この計画は、市町村において文化財の保存活用に関して取り組む目標や取組の具体的な内容を記載した基本的なアクションプランという位置づけになっております。

現在、垂井町には、90件の指定や登録をしています文化財があり、県内でも先進的に町独自の文化財登録制度を設けるなど、具体的な文化財の発掘に積極的に努めてまいりました。しかし、これらの文化財につきましては、個々に管理、活用されている状況でございます。そのため、文化財保存活用地域計画の策定をすることにより、総合的かつ具体的な保存と活用の促進を図ることが可能となると考えております。

また、この計画では、従来保護措置等の対象とされてこなかった未指定文化財につきましても保存活用の対象とすることができるため、さらに垂井町の新たな歴史と文化の資源の発掘にもつながります。

議員御紹介のとおり、文化財保存活用地域計画においては、町内に保存、維持されています多くの指定文化財や未指定文化財も含め、垂井町の歴史と文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定の価値づけを行うことが可能となります。地域の方々への認知度も向上し、垂井町にとって重要な文化財の保存活用に御協力いただけることが期待でき、地域との連携も推進されることが期待できます。また、テーマやストーリーにより文化財をPRすることで、観光面での活用にも期待できるものと考えます。

したがって、文化財保存活用地域計画は、垂井町にとりまして今後の文化財の計画的な保存活用のために必要な計画と考えております。国が示します文化財保存活用地域計画の作成スケジュールの例によりますと、地域住民や関係団体などの方が参加する協議会を開催して計画の素案を作成し、文化庁長官の認定に至るまでおよそ３年の期間を要します。そのため、現在進めております史跡美濃国府跡の公有地化等、喫緊の事業もありますので、文化財保存活用地域計画の策定につきましては、今後、計画的に進めてまいりたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） １番 太田佳祐君。

○１番（太田佳祐君） 皆様、御答弁ありがとうございました。

２つ目の文化財に関してはおっしゃるとおり時間がかかるものですので、計画的にぜひお願いしたいと思います。

１点、私から１点だけ町長にお伺いをぜひしたいなと思うんですけれども、先ほど担当課長からオール垂井で進めていくというふうにおっしゃっていましたが、先ほどもちょっと別のと

ころでも少子化に対する思いみたいところを改めて話していらっしゃったと思うんですけれども、今後、この垂井町としてオール垂井で少子化に臨む意気込みというか、思いについて少し教えていただければと思います。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 太田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほど、子育て課長のほうから少し回答を差し上げたところでございますが、その折も申しましたとおり、その環境づくりといいますのは、現、こちらに座っておりますそれぞれの所管の課長、分野、それぞれが垂井町における、一応、執行部側のプロの集団でございますので、道路であり、教育であり、下水道であり、水道であり、環境分野の住民課も含めて、全てやっぱり整った状態が一番安心して生活できる、若者にも非常に重要な役目を果たしておるという認識に立っております。

したがいまして、各論で一つワンショットで済む案件じゃないというふうに私は認識しておりますので、引き続きオール垂井で臨んでいく所存でございますので、御支援のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 1 番 太田佳祐君。

○1 番（太田佳祐君） ありがとうございます。

ぜひオール垂井で進めていただきたいということをお願い申し上げまして、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 5 番 藤埴理君。

〔5 番 藤埴理君登壇〕

○5 番（藤埴 理君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めます。

私のほうからは、垂井町の未来について、これまでの歴史を振り返りながら発展の礎となった事象から考えてみたいと思います。

8 世紀に入る頃には、令制国の一つ美濃の国府が垂井町府中にあった史実から、東山道がこの地を通っていたと考えられています。街道には関所が設けられ、不破の関が関ヶ原町に存在したことからもうかがい知ることができます。当時の東山道では人馬の往来もあり、国府所在地であった垂井町はある程度栄えていたものと思われます。

時を経て江戸時代に入ると、東山道は江戸と京都を結ぶ主要な街道の一つ、中山道と呼ばれました。垂井宿が中山道57番目の宿場町として、また美濃路の追分の地として、人馬往来の盛んなまちへと発展してきたことがうかがい知ることができます。

明治時代に入ると、西洋諸国をモデルとした鉄道網整備が国を挙げた重要な事業となりました。そして、東京駅と神戸駅を結ぶ東海道線として垂井町に敷設されるようになります。以降、人の往来や荷物の輸送が盛んとなり、日本経済発展に大きく寄与することとなりました。

この東海道沿線に垂井駅が建設されたのは明治17年のことであり、周辺住民の多くの期待を背負い、開業する運びとなります。明治・大正・昭和と時代の変遷に伴い、貨物輸送全盛期を

迎えます。町内及び近郊から多くの荷物が運び込まれ、大層なにぎわいを見せていたと聞いています。

昭和30年代以降、主要道路として各地で国道整備が進められるようになると、荷物の輸送は徐々にトラックに置き換わっていきます。その一方で、鉄道は人の往来が盛んとなり、主要都市間を高速移動できる新幹線整備へと移っていきます。

また、昭和40年代以降、日本を横断的に移動できる高速道路網の整備が加速的に進展し、地方においても移動できる国道整備も併せて進められました。垂井町も例外ではなく、国道21号線の舗装整備が行われておりました。この頃より多くの企業進出が盛んとなり、そのために労働人口の移動による人口増加が顕著になったと記憶しております。

こうして歴史を振り返ってみて、現在の垂井町も人口減少時代に入り、最善の対策が重要となってきます。今後、人口減少を鈍化させ、人口増加のために何が必要なのか。道路整備事業は、社会資本整備の根幹であると言っても過言ではありません。しかし、高速道路や国道は国の進めるべき事業であります。地方自治体は陳情ができて直接的に基幹関与できる事業ではありません。

これら主要道路のさらなる活用を図るために、地方自治体は利便性向上に主眼を置いた県道及び町道整備を進めるべきであると考えます。主要道路と接続する道路の多車線化や複線化、利便性向上のための交差点改良など、工夫を凝らした戦略が今後ますます重要になると思われます。いかに短期間に実現できるかを考えなければなりません。

垂井町の未来を具現化するために、今は事業を特化していく戦略が必要な時代に入ったと感じております。こうした道路網整備を含めた社会資本整備は、エリアを特化してでも早期実現していかなければなりません。流入人口を増やす、流出人口を減らす。このことに主眼を置いた社会資本整備こそ、長期的戦略の柱にしていかなければならないことは明白であります。今の垂井町に必要な方向性はそこにしかないと考えます。

私からの最後に、質問は1点、垂井町の中長期戦略について早野町長のお考えをお聞かせください。その上で、今後の議会においてしっかりと議論をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 藤埴議員の御質問、垂井町の中長期戦略について、主に道路の歴史等々からお話をいただきましたので、道路の役割等からの側面から御回答を申し上げたいと思います。

道路の役割につきましては、今さら多くは語りませんが、人々の暮らしや経済活動を支え、豊かで活力ある社会を実現するための重要な社会基盤整備でございまして、安全に、しかも円滑で快適な移動を重視する通行の機能と道路や沿道施設と接道することを重視するアクセス機能、その両方がございます。

また、利用者が往来する機能だけでなく、都市間、あるいは地区の骨格を形成し、良好な町並みを形成する機能も有しており、都市計画やまちづくりを進めていくための多様な機能を有する重要な構成部分でございます。

このために、道路整備事業は社会資本整備の根幹をなすと言われておるゆえんでございまして、垂井町におきましても、中長期的、戦略的な視点を持った道路整備の必要性を十分認識いたしております。この点につきましては、議員と全く同様でございます。

現在、垂井町内にある幹線道路といたしましては、東西軸に国道21号線、主要地方道岐阜関ヶ原線及び一般県道赤坂垂井線が走っておりまして、南北軸に一般県道の養老垂井線及び栗原青野線がございます。

東西軸の岐阜関ヶ原線、赤坂垂井線につきましては、御案内のとおり順次4車線化の工事が施行されまして、現在も整備が進められている状況でございます。

一方で、南北軸でございますが、養老垂井線につきましては養老サービスエリアスマートインターチェンジが平成30年に開通をいたしておること、そしてまた御案内のとおり、その西のほうでございますけれども、橋爪大橋——仮称でございますが——の整備が進んでおりまして、南濃関ヶ原線と接続されることによる交通量の増大も見込まれておるところでございます。

また、栗原青野線につきましても、御案内のとおり、議員の地元でございますけれども、表佐地内の住宅密集地を通過いたしておりまして、幅員が十分確保できていない箇所があるなど、安全な通行空間を確保することが非常に困難な状況にございます。そのため、養老垂井線の4車線化及び栗原青野線のルート変更につきまして、大垣土木事務所への土木行政要望を毎年定期的に実施いたし、整備事業が推進されるよう努めているところでございます。

しかしながら、4車線化のような拡幅整備やルート変更には相当な時間を要することから、暫定的に今日まで交差点改良による整備を推進していただいております。

現在、養老垂井線では、宮代の庭田交差点改良事業に着手していただいておりますし、文化会館西の交差点、加えて大垣西濃信用金庫東側の流交差点の改良事業につきましても定期的に土木事務所のほうに要望を実施しているところでございます。

一方で、国道21号線につきましては、平成12年に垂井拡幅事業が休止となり、4車線化事業の実施は非常に難しい状況ではございますが、垂井町における最重要交通網であり、拡幅事業は重要な施策と考えております。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジが平成24年に開通し、令和8年には東海環状線が全線開通の予定となっております。このような状況の中、接続する道路の強化が地域発展の鍵であり、アクセス道でございます国道21号線の役割は今後ますます大きくなっていきますことから、大垣市から続く国道21号線は、垂井区間だけが2車線でございます。渋滞が慢性化するなど、交通網の強化を図る上で大きな課題となっております。

国道21号線の4車線化につきましては、県内市町でつくります期成同盟会での国土交通省へ

の要望活動のほか中部地方整備局、岐阜国道事務所大垣維持出張所への要望、協議を引き続き実施してまいりますし、先日も国土交通省中部地方整備局にも出向き、要望活動を行ってまいりました。

今後とも、地域が真に必要なとする道路整備に、そしてまた将来にわたり経済活動を支えるストック効果を生み出すために、より都市間軸の連携を強化して、計画的かつ円滑的な事業推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、私からは主に、特に幹線道路について、その方向性について述べさせていただきましたが、都市計画街路の側面もございますことから、担当課長からも補足させますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（富田栄次君） 都市計画課長 小森俊宏君。

〔都市計画課長 小森俊宏君登壇〕

○都市計画課長（小森俊宏君） 私からは、垂井町の中長期戦略について、都市計画の観点からお答えさせていただきます。

議員からは、垂井町の歴史を振り返りながら、これからの垂井町の未来を見据えた社会資本整備、特にその根幹にある道路整備事業の中長期戦略についてのお尋ねでございます。

現在の垂井町は、人口減少、少子高齢化が進む中であって、これらを要因とする複合的な問題を抱えながら、様々な課題に対応した新たなまちづくりの取組を進めていく必要があります。このような中、道路整備の基本的な考え方につきましては、令和２年度に改定いたしました垂井町都市計画マスタープランの中で道路交通の方針を取りまとめています。

このマスタープランでは、都市の骨格を本町の発展の中心となる拠点、その拠点を結ぶ線としての軸、計画的な土地利用を行うためのゾーンを位置づけし、この軸となるのが道路でございます。この軸には、他市町との連携を担う都市間軸、地域内の連携を担う地域間軸を位置づけ、それぞれの方針を取りまとめています。

都市間軸は、町の中心部を東西に横断する都市計画道路一般国道21号線と、南北に縦断する都市計画道路府中栗原線の2路線を本町の骨格を形成する道路として位置づけております。また、この2路線を補完する道路として、東西方向には都市計画道路大垣関ヶ原線、南北方向には主要地方道岐阜関ヶ原線が位置づけられております。これら4路線は広域間を連絡する道路であるとともに、名神高速道路や令和８年に全線開通が予定されている東海環状自動車道西回りルートへのアクセス性もよく、今後、交通量の増加や企業や商業施設などの立地のニーズがさらに高まることが予想されていることから、本町の発展の基礎になるものと考えております。

この4路線は、国や県が管理する道路でございます。車線の増設や交差点改良などの事業につきましては、垂井町の都市形成の考えをしっかりと持ちながら、継続して国や県に強く要望してまいります。

次に、地域間軸につきましては、町内7つの地域を結び、都市機能集積拠点との連携を図る

主要な道路として6つの路線を位置づけています。

一般県道栗原青野線は、表佐、栗原地域間を結ぶ路線、都市計画道路府中宮代線は、府中、宮代地域間を結ぶ南北路線、岩手綾戸線は、岩手、綾戸地域間を結ぶ東西路線、新垂井宮代線は、旧新垂井駅と宮代地域間を結ぶ南北路線、表佐榎戸線は、表佐、東地域間を結ぶ路線、一般県道川合垂井線は、岩手地域と揖斐川町方面を連絡する路線として位置づけております。

これらの路線は、これまで地域の発展に大きく寄与してきたところでございます。しかしながら、密集した集落内を通り、拡張が困難な未整備の道路につきましては、地域の皆様の意向や社会情勢を考慮しながら、ルートの見直しなど道路ネットワークの在り方を検討してまいりたいと考えております。

町の発展の礎としての道路の役割を認識し、垂井町の未来を描きながら円滑な道路交通や利便性の向上に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 5番 藤埴理君。

○5番（藤埴 理君） 御答弁のほう、ありがとうございました。

早野町長もしっかりと認識を持って挑んでいられるということは十分に理解をさせていただきましたし、課長におかれましても、今後の発展のために何が必要なのかということは十分理解しておっていただいておりますということが十分に分かりました。

特に課長のほうにお伺いをしたかったのは、やっぱりこれからその矮小な道路を広くしていくというよりも、どこか付け替えられる代替の道路を整備していくという考え方を、さっきの7路線のうちの少なくとも外側を通れるような道路が本来は必要ではないか。バイパス化というか、うまく表現はできませんけれども、そのような道路が本当は必要ではないかというふうに思っております。

今の中心地を真つすぐとどちらかの幅に合わせて動いていくということは、なかなか不可能なことのほうが多い。ましてや、地域住民が住んでいらっしゃる土地ですので、そこを潰して通っていけるという可能性が広範囲にわたってできるのかどうかとなると、なかなか疑問にしか思えないところがありますので、そうした東側、西側、その2か所ぐらいをバイパス化し、南北の通行の、南北の交流できる道路をやっぱ本当は必要なのではないかなというふうに思いますので、その点について、先ほどの南北軸、いわゆる地域間軸と呼んでいたと思うんですが、地域間軸をもう少し密接に関係できるような道の開発というか、新たな取組をされる考えがあるのかないのかをお尋ねいたします。

○議長（富田栄次君） 建設課長 多賀靖君。

○建設課長（多賀 靖君） ただいまの藤埴議員の質問にお答えさせていただきます。

南北軸の道路が弱いということは、私どもも認識しております。

ただ、町のほうでその道路を新たに造っていくというのは非常に財政的にも困難なことがありますので、どうしても県道を拡張したりだとか、県道のほうでバイパス化を進めていきたいというふうに考えております。

垂井町におきましては、町道に関しましては、これからは新設というか、そういったことよりメンテナンスの時代に入ってきておりますので、どうしてもそちらのほうに財源が持っていかなければ、そういった点で、県・国のほうにお願いして事業を進めていきたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 都市計画課長 小森俊宏君。

○都市計画課長（小森俊宏君） 再質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、都市計画の観点からお答えをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今、先ほど議員のほうからも時代背景を振り返っていただきましたが、おっしゃられるとおり、都市計画道路が都市計画決定された当時から大きくその時代背景、都市計画道路を取り巻く環境も大きく変わっておるということは認識しております。

これから人口減少、少子高齢化への対応ですとか、まちづくりとしてのコンパクト・プラス・ネットワークの構築など、その中で都市計画道路をどのように位置づけていくのかというのは大きな課題であるというふうに考えておりますし、現実的に、今先ほど申されたとおり、道路の拡幅や改修を進めるには非常に困難なルート、場所もあるということで、それを進めるためには、当然、地権者の皆様や地域の皆様の御協力を得られるのかということが最も重要な課題になってくるというふうに考えています。非常に困難な部分もございます。

このことから、今後、この都市計画道路を進めるに当たっては、先ほど御提案いただきましたルートの変更も含めた一部の見直しですね、そういうものを含めて慎重に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 5番 藤埴理君。

○5番（藤埴 理君） なかなか私のほうの質問も分かりにくく、大変御迷惑をかけたなというふうには思っておりますが、やっぱり垂井町を離れたくないという思いを持っていただかなければ人口の流出は止まりません。

今、特に若い女性の方が垂井町を離れていく傾向が非常に強いというふうに認識をしておいて、なぜかという、当然、ここにもっと便利な、例えば有能な企業が来ていただけるような、そういう環境がもう少し整っていくというのは、やっぱり道路網の整備しかないなど。

企業は何を目指してこの地を選ぶかという、やはり利便性の高いところに自分のところの自社を置きたいということは当たり前のことだと思います。そのことによって就職先があれば当然この地に残る、もしくはUターンで帰ってくるというようなことも可能ですので、やはり大前提としてそういう物の考え方を持っていただかないと都市計画も進んでいけない、ある地区だけが発展すればいいとは思っておりませんけれども、やっぱり特化したところで発展に寄与するような都市計画がやっぱり必要ではないかというふうに思っておりますので、これは課長にお聞きしますけれども、地区に特化という考え方では大変失礼になってくるかもしれないですけれども、当面の間はそういった開発の仕方、もしくはそういった道路整備を中心

に考えていかれるお考えがあるのかだけお尋ねしまして最後にしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 都市計画課長 小森俊宏君。

○都市計画課長（小森俊宏君） 再質問にお答えをさせていただきます。

私は都市計画の観点からお答えをさせていただくという形になりますが、先ほどからお話が合った少子高齢化ですとか人口減少問題にどう対応していくのかという視点から捉えますと、やはり働く場所の確保ですとか、そこに住みたいというような生活利便性の施設の配置ですとか、あらゆる観点から住み続けたいというような気持ちを持っていただくというところがやはり重要なのかなというふうに思っています。

そういうことをしっかりと念頭に置きながら、この土地利用をどうしていくのか、また規制的なこともあります、そのような中でどのように都市形成をしていくのかということをしつかりと考えていかなければならないというふうに考えています。その根幹となるのが、議員が御指摘のとおり道路網の整備ということになってまいります。

この辺りは建設課もございしますが、しっかりと連携をさせていただきながら、またあらゆる部署とこの人口問題につきましては連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 5番 藤埴理君。

○5番（藤埴 理君） 終わります。

○議長（富田栄次君） 13番 栗田利朗君。

〔13番 栗田利朗君登壇〕

○13番（栗田利朗君） 13番 栗田です。

議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

三木市とのスポーツ交流についてということで、私は平成28年6月に、スポーツ交流から友好姉妹都市へと題しまして一般質問をしました経緯があります。その内容を少しお話しさせていただきます。

三木市と垂井町のスポーツ交流の始まりは、兵庫県三木市平井地区にございます竹中半兵衛公のお墓に岩手地区が各年にお参りしていることにあります。

平成22年のお墓参りの折に、三木市の学芸員の方より三木合戦のお話を伺うことができました。私は、岩手地区と平井地区の交流も長く続きよいけれど、これを機会に垂井町と三木市とのスポーツ交流をしませんかと問いかけたことがきっかけでした。

それ以来、数回にわたり話を進め、平成24年7月に三木市において少年野球チームの親善試合が実現いたしました。大型バス1台、乗用車2台に団員指導者、保護者を合わせて60名で行き、竹中半兵衛公のお墓参りを済ませてから親善試合を行いました。

平成26年には垂井町合併60周年記念事業の一環として、三木市より少年野球チームに来町していただき、北部グラウンドにて交流試合を行いました。翌日には竹中陣屋跡、禅幢寺などを

見学されました。

また、合併60周年記念事業の折には、三木市の副市長様に垂井町へ来ていただきました。後日、副市長様より、ぜひ今後ともスポーツの交流を続けたいとの連絡をいただきました。

平成27年には垂井町の女子バレーボールチームが三木市に行き、平成28年には三木市のバレーボールチームが来町され、岩手小体育館にて交流試合を行われました。

以前、私はスポーツ交流を長く続けていくためにも友好姉妹都市協定を結ばれてはいいのでしょうか、また熊本に大きな災害が起きているときでもあり、災害時の協定も結ばれてはいいのでしょうかという質問をした経緯があります。

そのときの答弁は、友好姉妹都市については相手のある話であり、こちらの意向だけで成り立つものではありません。災害時におけます応援協定は何も関係のない市町と締結するよりも今後の展開に広がりを持たせやすいと考えているので、今後、相手の意向を踏まえながら検討してまいりたいと考えているという答弁でした。

後日、中川町長から平成28年10月24日に三木市より垂井町へ来ていただいて災害時応援協定を調印するとの連絡がありました。

今年7月30日に予定されていた三木市とのスポーツ交流は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。また、今年8月28日、竹中半兵衛公のお墓参りも中止となり、7月13日に行われた三木市主催の法要にも参加できませんでした。

台風と新型コロナウイルス感染の影響で、5年間交流がありません。今後、三木市とスポーツ交流はどのようになされていかれるのか、また友好姉妹都市協定を結ばれる考えがおりなのか、このままスポーツ交流だけを続けるだけでしょうか、お伺いいたします。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

〔生涯学習課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） 栗田議員の御質問の今後、三木市とのスポーツ交流はどのようになされていかれるのかにつきましてお答えをさせていただきます。

議員御紹介のとおり、平成24年度から野球やバレーボール、またバスケットボールのスポーツ少年団による兵庫県三木市とのスポーツ交流事業を実施してまいりました。

しかし、平成30年度、令和元年度は台風により中止、また令和2年度からは新型コロナウイルス感染症によりやむなく中止としましたが、これまでに5度の交流事業を実施してまいりました。

過去に参加しました団員の中には、「いろんなチームと試合ができてよかったです。スポーツを通して人と仲よくなることはよいことだったと思います」という感想を持ち、「日本だけでなく、世界の人たちともスポーツを通じて交流できると、それぞれの国と国が仲よくなれると思う」など、グローバルな考えにまで広げてくれた団員もいました。

また、三木市を訪問した団員は、「私は岩手バレーボール少年団に所属しています。半兵衛さんのお墓参りに行くと、きちっと掃除してきれいなお花が供えてありました。だから、半兵

衛さんは三木市でも大切にされているんだなと思いました」という感想を述べております。

スポーツ少年団員同士によるスポーツを通しての三木市との交流につきましては、子供たちにとりまして非常に意義あるものであり、本町としましても、今後もぜひ継続して実施してまいりたいと考えております。

今後も、交流の相手方である三木市との調整を図りながら実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、栗田議員の御質問のうち、三木市と友好姉妹都市協定を結ぶ考えはあるかについてお答えをさせていただきます。

友好都市や姉妹都市は、自治体間での友好や親善などを目的に特別な関係を結んだ都市のことを意味します。

近隣市町におきましても、お隣の関ヶ原町では、関ヶ原合戦に参戦した武将島津義弘が薩摩へ敵中突破したことが縁で、鹿児島県日置市、旧伊集院町と昭和38年10月に兄弟都市盟約を結ばれ、現在、スポーツ交流事業や関ヶ原合戦まつりへ招待されるなどの交流を行ってまいります。

大垣市も、同じく鹿児島県日置市と平成20年からフレンドリー交流をスタートされ、鹿児島三大行事の一つであります妙円寺詣りの物産展への出展、また大垣市での奥の細道結びの地記念館開館記念イベントに参加されるなど、相互に往来し、交流を深められています。

また、海津市では、幕命により薩摩藩が行った木曾三川を分流する工事、宝暦治水における薩摩義士の偉業という歴史的な絆により、平成18年4月、鹿児島県霧島市と姉妹都市としての盟約を結ばれ、以来、政治、経済、教育、文化と数多くの交流を図られ、平成20年からは市職員の人事交流も行われているところでございます。

さて、議員の御質問にありました兵庫県三木市は、現在、アメリカ・カリフォルニア州バイセリア市、またオーストラリア・ニューサウスウェールズ州フェデレーション市の2つの市と姉妹都市の盟約を結ばれています。

また、垂井町とは、議員がおっしゃるとおり、竹中半兵衛公のゆかりの地としての縁により、平成28年10月24日、垂井町と災害発生時の相互応援に関する協定を締結しております。この応援協定は、永年、議員がスポーツ交流を通じて三木市との橋渡し役の中心の一人として御活躍いただいた結果であると感じますとともに、垂井町と三木市との友好関係がこれからも変わらず継続されていく礎になるものと考えております。

一方、ここ数年間は、残念ながら台風や新型コロナウイルスの影響でスポーツ交流が開催できない状態が続き、両市町間において、また両首長間の親交が進展していない状態でありますことから、今後はありがちではございますけれども、手紙を通しての時候の挨拶やテレビ会議を活用した顔合わせを行うなど、改めて親交を深め、両市町のさらなる結びつきを強固にしていくためリスタートしていきたいと考えておるところでございます。

このことにより、将来、友好都市としての御縁があれば盟約に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、その際には、ぜひ町議会におかれましても御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上、栗田議員の御質問に対する回答とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 13番 栗田利朗君。

○13番（栗田利朗君） ただいまは、課長から答弁をいただきました。

私は、垂井町と三木市との関係はそのほかにもありまして、岩手生まれの神田孝平公は地租改正に尽力をされた方でありますけれども、初代の兵庫県令、今で言う県知事を務められた方でもあり、垂井町と兵庫県との関係は深い間柄だと私は思っています。

それで、再度お尋ねしたいと思っておりますけれども、ぜひとも友好姉妹都市という形を今後お願いしたい、それについて町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 栗田議員の再質問にお答えしたいと思います。

ぜひとも友好都市を目指してくれというお尋ねでございますが、現在、垂井町もそういった姉妹都市の提携はございませんので、災害の側面からも、実はこの御質問をいただいたときに所管の課長とは、もし日本海側で原発の関連とかといってなったときに、いわゆる垂直に逃げよというようなことが指導上よくあるんですが、その三木市の位置的な問題等々も考慮に入れながら今後考えていかなあかなという調整をしたところでございます。

本日、回答の中に、しばらく5年という月日がたっておりますことから、私も一度だけ市長さんにお会いしましたが、その後、お会いしてございません。それで、5年間音信不通な状態になってしまいましたので、もう一度、先ほど御回答申し上げましたとおりに、もし出会える機会がありましたら一度お会いして、そういった御意向も確認できればというふうに思っております。

ただ、それにつきましては、もちろん議会議決の案件も関与してまいりますので、それはいいこっちゃということで議会との調整も必要になってきますので、またその折には御支援賜りたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○13番（栗田利朗君） ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時25分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 後 藤 省 治

会議録署名議員 栗 田 利 朗

